

子どもの貧困対策への新たな取組みの提案

～貧困の連鎖を防ぎ、

すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会を目指して～

平成 30 年 3 月

かながわ子どもの貧困対策会議

目次

I	はじめに	1
II	総論	3
1	社会全体で子どもの貧困対策に取り組む	
2	子どもの貧困に対する2種類のアプローチの必要性	
3	小さな声をキャッチする相談のあり方	
4	子どもの自立に向けた切れ目のない支援と関係機関等の連携	
5	「支え手を支える」視点の重要性	
III	各論	
1	子どもを支える取組み	5
(1)	妊娠期から乳幼児期（胎児期～就学前）における支援	
(2)	学童期から青年前期（小学校、中学校在学中）における支援	
(3)	青年中期（中学校卒業後）における支援	
2	支え手を支える取組み	10
(1)	保護者への支援	
(2)	学校・教員への支援	
(3)	その他の支援者への支援	
(4)	支援者の連携	
	子どもの貧困対策への新たな取組みの提案 体系図	13
IV	資料編	
	資料1 実態調査等	
1-1	平成28年度「神奈川県ひとり親家庭アンケート・ヒアリング」 結果	15
1-2	子どもに係る支援者・相談者を対象とした子どもの貧困に関する 意識調査結果について	30
	資料2 子ども部会の活動報告	55
	資料3 啓発活動の結果報告	
3-1	平成28年度「フォーラム&ワークショップ」	63
3-2	平成29年度「子ども支援フォーラム」	68
	資料4 委員名簿	72
	資料5 審議の経過	73

I はじめに～貧困の連鎖を防ぎ、すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会を目指して～

平成 27 年の国の調査では、約 7 人に 1 人の子どもが「相対的貧困」、つまり、社会の大多数よりも貧しい生活を余儀なくされていることが示された。ひとり親世帯でみると貧困率は 50 パーセントを超えており、子どもの貧困対策は喫緊の課題である。

県が、平成 29 年度に実施した、子どもに係る支援者・相談者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」では、「子どもの貧困は世代を超えて連鎖することが多いと思うか」との問いに対する回答は、「そう思う」が 58.1 パーセント、「ある程度連鎖することが多いと思う」が 36.6 パーセントで、合わせて 9 割を超える結果となった。

子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月に施行した子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国において、子供の貧困対策に関する大綱を定めており、県では、平成 27 年 3 月に神奈川県子どもの貧困対策推進計画を定め、総合的に対策を推進してきた。特に、これまで生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点を置き、ひとり親に対するアンケート調査を実施するとともに、ポータルサイトや夜間休日の電話相談窓口の開設などの取組みを講じてきた。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ、困難な環境にある子どもを含むすべての子どもが健やかに育成される環境を整備するためには、普遍的な施策により、すべての子どもたちを対象とした施策を行うとともに、生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親家庭をはじめとした困難な環境にある子どもたちに焦点を合わせたさらなる取組みを講ずる必要がある。

かながわ子どもの貧困対策会議は、平成 28 年度に、子どもや有識者等の意見を反映した新たな取組みについて県へ提案することなどを目的に設置され、かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会が、平成 28 年度に知事に対して提案書を提出している。

かながわ子どもの貧困対策会議では、子ども部会との意見交換や、県が今年度実施した子どもに係る支援者・相談者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」の結果も踏まえ、これまでの議論を、「貧困の連鎖を防ぎ、すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会に向けて必要な取組み」という視点から取りまとめた。

平成 6 年に我が国が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の 4 つの柱が定められている。子どもの権利は、児童福祉法第 1 条にも「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障され

る権利を有する。」とうたわれている。また、子どもの権利に対する考え方は、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にも反映されているところである。

こうした子どもの権利が具体的に保障され、貧困の連鎖を防ぎ、すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会を実現するためには、さらなる取組みが必要であるため、以下、新たな取組みを提案する。

なお、この提案は、真に必要な対策を提案することを主眼としているため、県で実施できるもの以外にも、市町村が実施した方がよいもの、民間と連携しながら実施するもの、国の所管のため制度の要望が必要なもの、社会全体で取り組むべきものなど、様々なレベルの対策を網羅した包括的な提案としている。

Ⅱ 総論

1 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む

近年、「子どもの貧困」という概念が注目されるようになったことで、貧困にさらされる人々のうち、とりわけ、子どもやその保護者が置かれる貧困の状況が明らかになりつつあり、改めて課題として捉えられるようになった。

そもそも、不断に生み出される貧困は、個人の努力では解消ができない社会的な問題である。また、子ども期は、教育機会の均等な享受をはじめ、子ども特有のニーズに応える必要があり、貧困にさらされ続ける子どもは、人生に不利が累積されていく。まず、そのことを、社会共通の認識とすることが重要である。

また、子どもの貧困対策は、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すものであり、困っている人がいれば、手を差し伸べ、誰もが困ったときに声を出し、お互いに助け合えるよう、子どもの貧困の現状や対策の必要性について、常に発信していくことも重要である。

そのため、県民の理解と協力を得て、県民総ぐるみで子どもの貧困対策に取り組んでいくという機運を醸成し続けることも大切である。

なお、県民の理解と協力を得ながら、子どもの貧困対策をより強力に推進するためには、子どもの貧困に係る実態調査等を通して、子どもが置かれている状況を明らかにするとともに、子どもや支援活動をしている支援者、有識者など、多様な主体から、様々な意見や考えを聴き、彼らの声に耳を傾けながら、県の取組みを進めていかなければならない。

2 子どもの貧困に対する2種類のアプローチの必要性

子どもの貧困は見えにくい問題であるため、すべての子どもたちを対象としたアプローチ（ポピュレーションアプローチ）と、課題を有する子どもたちに重点的に施策を展開するアプローチ（ハイリスクアプローチ）の2種類のアプローチを併せて、子どもの貧困対策を推進することが重要である。

そこで、まずは、行政の一般的な施策の中に、貧困が背景にある課題を見つける視点を取り入れながら、生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親家庭の子どもなどに、対象を絞った施策を講ずることで、子どもたちの課題に寄り添った支援をより効果的に行う必要がある。

3 小さな声をキャッチする相談のあり方

大人も子どもも、厳しい困窮状況に置かれた当事者は、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多い。「自己責任」で解決すべきという風潮が強い中では、何か困りごとがあっても周囲に相談できない場合も少なくない。自分の課題を相談してもよいのかと、ためらう人も多く、相談窓口で嫌な思いをすると、二度と足を運んでもらえなくなることもある。

こうした「相談の壁」があることに十分に配慮し、行政等の相談窓口など、いわば「構えた」場所だけではなく、子どもが気兼ねなく利用することができる場所や保護者が普段からよく利用している場所において、雑談等の中から打ち明けてもらったり、SNS等を活用したりして、小さな声を拾い上げる工夫が必要である。

また、子ども自身が困難な環境に置かれていることを自覚していない場合でも、近所で本人に接する人や地域の活動団体等、地域住民や多様な主体が、地域の社会資源を把握して、重層的な支援体制により、子どもを支援先につないでいくことが大変重要であり、人と人をつなぐ地域の担い手の育成や、地域の支援者に対する研修、地域住民自らが支援者になり得ると意識できるような機会を提供することも必要となってくる。

さらに、子どもや保護者がSOSを発信したり、必要なときに誰かに頼ることができる環境を整えることも重要である。ただし、子どもが小さいうちは、子ども自らが相談に行くことは困難であるため、保護者が支援を求めることができない場合でも、行政等が家庭に積極的に関わることを求められる。

4 子どもの自立に向けた切れ目のない支援と関係機関等の連携

子どもの貧困問題は、複雑に問題が絡み合っており、1つの機関だけでは対応できないことが多い。すべての子どもが安心して成長し、自立していけるよう、子どもの支援に係る関係機関が連携し、妊娠、出産を経て、乳幼児期から学童期、青少年期から若者へと成長する過程で存在する支援の切れ目や、教育、福祉、医療、就労、住宅など、子どもやその子どもを支える保護者の支援に関わる各分野の行政機関の間の切れ目を無くし、子どもの自立に向けた継続的かつ包括的な支援を行っていく必要がある。

5 「支え手を支える」視点の重要性

子どもが健やかに育ち、自立に向けて成長していくためには、その環境を整えることが重要であり、中でも、子どもが身近に接し、その育ちを支えている大人の影響が非常に大きい。そのため、子どもの貧困対策には、子どものサポートという視点だけでなく、保護者を支えるという視点や、学校教員を支えるという視点など、子どもの支え手を支える視点が重要である。

III 各論

1 子どもを支える取組み

(1) 妊娠期から乳幼児期（胎児期～就学前）における支援

乳幼児期は、子どもの人格形成にとって非常に重要な時期であり、家庭が貧困等の困難な環境にあると、子どもに様々な負荷がかかりやすい。また、この時期の子どもは、その子が置かれている環境次第で、保護者以外の他者とのつながりが希薄であり、家庭に何らかの問題が生じたとしても、外部から気づかれにくいといった特性もあることから、行政等が各家庭に積極的に関わることができるしくみが必要である。

以上のような特性から、乳児家庭全戸訪問事業（いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業」）（※1）や子育て世代包括支援センター（いわゆる「日本版ネウボラ」）（※2）での支援等において、市町村・県の保健師、看護師、保育士、ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの専門的知識を有する支援者たちが中心となり、母子保健分野、児童福祉分野等の関係部署が連携しながら、経済的な視点も含め、課題を有する子どもと家庭を早期発見し、適切な支援機関につなぎ、子どもや保護者へ必要な支援を届け、継続的に見守っていくことが必要である。

また、幼い頃から家庭を支援する人がいることは、子どもやその保護者等が支援者との間に信頼関係を構築し、子どもが生活習慣を支援者から学ぶことができるという点から大きなメリットがある。

とりわけ、若い世代の妊婦に対しては、早い段階から関係機関が連携し、保健師や看護師が主催するピア・カウンセリングを実施するなど、手厚い支援が重要となってくる。

特に、幼稚園や保育所等については、貧困による生活上の課題を早期に発見し、支援機関につなぐことができる拠点でもあり、家庭の養育力の支援や就労を促し、子育ての負担軽減につながるという観点からも、子どもの育ちにとって非常に重要な場所である。

さらに、近年、IQなどによって計測できる認知能力だけでなく、動機づけ、粘り強さ、自制心等の非認知能力を高めることが貧困の連鎖を断ち切るために重要であり、特に就学前の支援が効果的であるという海外の知見が注目されている。この知見は、国内における子どもの支援にも応用できる可能性があり、子どもの非認知能力を伸ばすための家庭や子どもに対する支援や保育・教育の内容について、見直しが行われている。

※1 生後4カ月までの乳児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師、保育士等の専門職や、地域の主任児童員や民生委員等が訪問し、育児の悩みに耳を傾け、情報提供や相談を行う中で、支援が必要な家庭を発見し、孤立を防ぐ取組みであり、県内の全市町村が実施している。

※2 子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門職が母子健康手帳の交付

などを通して、妊娠期から養育困難が予測される家庭を発見し、支援につなぐ役割を担っている。乳児家庭全戸訪問事業と同様に、母子保健や児童家庭相談部署を中心として、地域の関係機関や支援者と連携しながら養育困難な家庭を切れ目なく支援していくしくみであり、現在、多くの市町村で設置が進んでいる。

＜新たな取組みの提案＞

- ① 乳児家庭全戸訪問事業や子育て世代包括支援センター、子育て広場（地域子育て支援拠点）（※）、保育所など、既存の事業・しくみを活用し、困難を有する子どもを市町村、福祉事務所や児童相談所など適切な支援機関につなげ、子どもの支援や家庭の養育力の向上等のために必要な支援を届け、見守る体制を整備するなどの施策を充実させること。
※ 0～3歳を中心とした乳幼児とその保護者が、一緒に遊んで過ごせる場所で、乳幼児や保護者が気軽に立ち寄り、遊びや子育ての相談ができ、養育困難な状況を把握しやすい機関の一つである。
- ② 幼稚園や保育所等において、教員や保育士等が保護者や関係機関と連携を行い、子どもの課題を早期に発見し、支援機関につなげるような施策を充実させること。
- ③ 子どもの非認知能力を伸ばすための子どもや家庭の支援や保育・教育の内容について検討すること。

(2) 学童期から青年前期（小学校、中学校在学中）における支援

学童期から青年前期は、信頼できる大人との交流や様々な体験を通して、将来に希望を持って生きる原動力を蓄える時期であり、子どもの学ぶ意欲や自尊感情を育むことが大切である。

また、自らの将来像を描くための多様な体験やロールモデルとの出会いも、この時期の子どもたちの育ちにとって、大切なことである。

しかし、経済的に困難な環境に置かれている子どもは、周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境が阻害されていることがあるため、学校内外で子どもが落ち着いて学習できる環境を整えることや適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会を通じて、学習だけではなく、生活力や自らSOSを出す力を身に付けることも重要である。

そのため、学校で子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくことを基本としつつ、学校等を活用した放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、放課後における子どもの居場所事業や学校以外での学習支援の取組み、生活の支援のための取組みを充実・強化していく必要がある。

なお、学校以外の場において、行政やNPO等が実施している学習支援事業は、学習をしたり、学習習慣を身に付ける場であるとともに、子どもが肯定的に迎え入れられ、安心して過ごせ、SOSを発信できる機能や食事提供機能、生活習慣を身に付ける機能、様々な体験活動等を積むことを通じて、将来像を育むためのロールモデルと

なる若者や大人と出会う機能、世帯全体を支援機関につないでいく機能を持つことも期待される。

また、これら子どもの居場所のほか、児童館等、既存の施設を活用するなどして、不登校の状況など、様々な課題を抱えている子どもへの支援の取組みを行っていくことも必要である。

こうした子どもへの支援は、学習支援の団体と学校が連携し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会といった場を利用するなどして、関係機関における情報共有を行い、子どもの適切な教育・支援・見守りにより、その健全な育ちを支援することが求められる。

<新たな取組みの提案>

(学校における支援)

- ④ 経済的理由などにより困難な環境に置かれている子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、子どもが相談しやすい環境づくりを充実させること。また、教育に係る費用の軽減に向けた取組みや就学援助制度などを分かりやすく周知する工夫を行うこと。

(地域における支援)

- ⑤ 学校以外でも、困難な環境にある子どもが安心して過ごし、学習することができるよう、学校等を活用した放課後における子どもの居場所事業や地域における居場所事業を充実させるとともに、居場所機能や食事提供機能、保護者の相談機能等、複合的な機能を持つ学習支援の場を増やすこと。また、学習支援の対象を広げたり、学校と学習支援団体が連携し、子どもが参加しやすいしくみづくりを行うこと。
- ⑥ 子どもたちが将来像を描くためのロールモデルとなる若者や大人と出会うことができる場づくりを行うこと。

(3) 青年中期（中学校卒業後）における支援

中学卒業後、進学や就職をしない子どもや、目的を見失ったままの高等学校等の中途退学者は、孤立し、支援にもつながりにくく、将来の生活困窮につながる危険性が極めて高い。また、家庭が貧困の状況になくても、自立のための準備をしていないことで、将来自立したときに貧困の状況に陥ってしまうといったこともある。

それゆえ、この時期の子どもの自立に向けた支援は、貧困の連鎖を断ち切るための最後の砦ともいえ、リスクのある子どもを早期に発見し、重点的に支援することが求められる。

なお、公立小学校や中学校に通学している場合は、住まいのある市区町村内で、学校と福祉機関をはじめとする様々な関係機関がつながりやすいが、高等学校等では、生徒の通学範囲が広域化するため、高等学校等入学年齢後の10代は、支援機関のつな

がりが途切れてしまうことがあることに留意する必要がある。

高等学校等における中途退学は、生活や学習面での変化にうまく対応できず、高校生活等への意欲が減退してしまう、いわゆる「高1ギャップ」の問題が関係しており、その他にも、進路のミスマッチや家庭の事情など様々なことが要因として考えられる。

したがって、高等学校等入学前や入学直後から、学校が子どもの課題を早期に把握し、中途退学の防止に向けて、中学校、高等学校等、福祉機関、民間の支援団体等が連携し、取り組まなければならない。

やむを得ず中途退学を選択することとなった際には、相談機関や就労支援機関に切れ目なくつなぎ、子どもの進路選択や復学時の再チャレンジ、就労支援など、自立に向けた継続的な支援を行っていく必要があり、在学中からの複合的な支援が重要となる。

また、中途退学への対応のほかにも、修学旅行や部活動をはじめ様々な教育活動において生じている私費負担の問題に対する学校での配慮、必要に応じてそれぞれの家庭の経済的状況に即した家計相談支援も求められている。

さらに、中学校や高等学校等卒業後においても、奨学金返済の問題や就業後の早期離職の問題があることから、卒業後の継続的な支援も行っていかなければならない。特に、高等学校等卒業後の18歳から成人年齢までの年代は、児童福祉法をはじめとする法令や各種施策等の対象となっていないなど制度の狭間にあるといえ、十分な支援が行き届いていないため、子どもの自立に向け、継続的に支援を行う必要がある。

なお、これらの取組みを行う際は、既にある効果的な取組みを広げるなどし、教員等にとって負担とならないよう、十分留意する必要がある。

<新たな取組みの提案>

(自立に向けた支援)

- ⑦ 高等学校等における中途退学防止のため、中途退学の懸念の高い子どもの早期発見や、子どもが抱える課題のフォローアップに向け、学校と福祉機関、労働機関等が連携した取組み、NPO等と協働した学校内での居場所づくりなどの施策を講ずること。その際、子どもの悩みに寄り添う手法として、子どもが日常使用しているインターネットやLINE等のSNSの活用を検討すること。
- ⑧ 高等学校等卒業後の18歳から20歳までの子どもをはじめ、支援の切れ目にあり、十分に支援を行うことができていない年代の子どもに対して、継続的な支援を行い、自立に向けたサポートを行うこと。
- ⑨ 通信制、定時制を含む就職希望者の多い高等学校を重点的に、スクールキャリアアカウンセラー（以下「SCC」という。）（※）の配置を拡大し、高校在籍時から、お金の管理等の研修、就労に係る研修を実施するなど、子どもの自立に向けた取組みの充実を図ること。また、SCCが、持続的に子どもの支援を行うことができるよう、専門職としての位置づけを含め、制度の充実に向けた検討を行うこと。

※ SCCは、神奈川県教育委員会の人材バンク事業によるサポートティーチャー配置事業の一環であり、クリエイティブスクール特有の名称としてSCCと呼んでいる。SCCは、教員と共に生徒の進路に関する支援を行っており、就職支援に当たっては、社会のニーズや動きを分析し、必要な資格や求められる能力などの情報を生徒に伝えながら、個々の特性を生かし伸ばしていくことのできる仕事や職場を探す手助けをしている。

(困難な環境にある子どもへの支援)

⑩ 生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもや若くして親になり将来の困窮のリスクが極めて高い子どもなどに対する高等学校等における中途退学防止対策を行うこと。また、困窮のリスクが高い子どもの中途退学や卒業後の自立に向けた切れ目のない継続的な支援などにきめ細かく取り組むため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」を活用するなどし、高等学校等の教員やスクールソーシャルワーカーと、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、児童相談所、市町村等の福祉関連機関、地域若者サポートステーション等の就労支援機関、行政の住宅部門などが連携して支援を行うこと。

⑪ 県保健福祉事務所が生活保護世帯等の子どもに実施している子ども支援員(※)等による支援のような、アウトリーチ型支援等による高校生世代(10代の若者層)の子どもたちの生活習慣の定着や改善、親への養育支援、基礎的な学力の習得などを目的とした自立に向けた伴走型の支援のしくみを広げること。また、支援に有効なノウハウや成功例を蓄積・共有し、支援を充実するための施策を構ずること。

なお、こうした支援は、高校生世代のみならず、幅広い世代の子どもに対しても有効な取り組みである。

※ 県保健福祉事務所の子ども支援員は、生活保護制度と子育てについての専門知識を持つ職員である。県では、生活困窮者自立支援制度の任意事業である「子どもの学習支援事業」として、生活保護等の県の直接所管域である郡部保健福祉事務所(センター、支所)6箇所配置し、生活保護世帯等に対し、家庭訪問や個別相談など、積極的な寄り添い型の支援を実施している。

(生活の支援)

⑫ 奨学金や各種給付金について、丁寧な情報提供や申請支援を行うとともに、将来的な見通しを十分に持って利用や返済ができるよう、子どもやその保護者に対して、家計管理を支援する施策を併せて講ずること。

⑬ 経済的に困難な世帯に対して支給する高校生等奨学給付金について、学校が徴収する諸会費や修学旅行費だけでなく、旅行会社が集金を行う修学旅行積立金についても、給付金を充当できるようにするなど、制度を拡充すること。

2 支え手を支える取組み

(1) 保護者への支援

経済的な困難を抱えている家庭では、非正規雇用等の理由により安定的な収入が得られないといった問題や、就労時における子どもの預け先の確保、子どもに関わる時間が取れないなどの課題を抱えていることが多い。

そこで、保護者が安心して生活することができるよう、家計管理や家事など日常生活に関するサポートや、アウトリーチ型支援等により、悩みを解消できるような支援が必要である。

また、保護者自身が困難な環境に置かれていることを把握できていない場合でも、近所で本人に接する人や地域の活動団体等、地域住民や多様な主体が、地域の社会資源を把握して、困難な環境にある保護者を支援先につないでいくことが大変重要である。

さらに、保護者に対する就労支援と同時に、就労中における子どもの預け先の確保、食事や学習等の支援なども実施し、保護者が安心して就労できる環境を整備することが求められる。

<新たな取組みの提案>

- ⑭ 生活環境等に困難のある家庭に対し、支援者等が定期的に訪問し、悩みごとの相談、生活の仕方のアドバイスなど伴走型の生活支援を行う施策を講ずること。
- ⑮ 保護者等に対して、給付金や貸付金等の経済的支援を行うと同時に、生活困窮者自立支援法等の制度を活用するなどして、家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図ること。
- ⑯ 保護者等の就労に向け、伴走して支援できるような体制づくりや情報提供の充実、資格取得のためのサポートを行うとともに、保護者等が安心して就労できるよう、放課後における子どもの居場所やトワイライトステイのような夜間における子どもの居場所、食事提供等や学習支援ができる場所の充実を図ること。
- ⑰ 国・市町村・県などの公的機関やNPO、社会福祉協議会等の支援情報を、一つの情報サイト等に集約し、支援者や保護者がスマートフォンなど使いやすい方法で、情報サイト等を活用できるようにして、支援を求めている保護者等と支援機関がつながりやすくなる取組みを充実させること。
- ⑱ 保護者等が安心して仕事と子育ての両立ができるように、職場環境の整備等について、企業等に対して理解を求める取組みを行うこと。

(2) 学校・教員への支援

子どもの貧困対策では学校をプラットフォームとした総合的な対策が求められているが、教員の多忙化などの影響で、教員が学校において、家庭の事情によって困難な環境に置かれている子どもの支援をきめ細かに行うための条件が整っているとはいえ

ない現状がある。

このような現状を改善するために、多忙な教員を支える施策を充実させ、学校の教育環境の整備を行っていくとともに、学校と社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした地域における支援機関等が連携し、子どもやその保護者等を地域連携により支援するしくみづくりが必要である。

また、教員は、子どもの家庭に問題が生じていることを把握しても、どこにつながばよいのかがわからない場合、自ら踏み込んで相談に乗ることにためらいが生じ、その結果、子どもとその家庭の課題の発見が遅れ、切れ目のない支援を実施することが困難になる可能性がある。

このため、教員が、子どもの家庭の問題を把握した場合、どこにどのようにつながれば良いのか、また、支援機関がどのような関わりをしながら課題解決に動くのか、などの実例を知り、共有できるネットワークを形成することが必要である。

＜新たな取組みの提案＞

- ⑱ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする地域における支援機関等が連携し、困難な環境にある子どもを学校・教員とともに支援する体制の充実を図ること。
- ⑳ 困難な環境にある子どもの相談を受けて、教員が子どもを支援機関につなぐことができるよう、課題が多い学校は、スクールソーシャルワーカーの配置を1名とするなど、スクールソーシャルワーカーの配置の拡大を行うこと。また、学校の特性に応じた予算配分等により、学校における教育環境の整備や支援体制の充実を図ること。
- ㉑ 教員が子どもの貧困の現状や子どもに対する支援の方法を知ることができるよう、教員に対する研修等の施策を実施すること。

(3) その他の支援者への支援

子どもの貧困対策を地域において推進していくために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域で子どもを支える取組みを行っている企業・団体など、様々なフィールドで専門的な知識を持って、子どもの支援に当たっている実施主体と、情報共有などを行い、連携して、支援を行っていかなければならない。また、子どもの支援に関心のある人や新たに地域で活動を立ち上げたい人、既に実施している人などに対して、研修を実施するなど、支援の輪を広げることも重要である。

＜新たな取組みの提案＞

- ㉒ 子どもを地域で育て、支えるため、子どもの支援に関わる機関の連携強化を行うとともに、子どもの貧困対策に対する理解を深めるためのフォーラムやワークショップを定期的を開催すること。
- ㉓ 子どもへの支援に関心のある人や新たに地域で活動を立ち上げたい人、既に実施

している人などを対象に、子どもの接し方や活動の始め方、支援機関へのつなぎ方などを学ぶ研修会を実施すること。

(4) 支援者の連携

子どもの自立に向けた継続的な支援を行っていくために、子どもの成長段階における支援の切れ目をなくし、教育、福祉、医療、就労、住宅など子どもやその子どもを支える保護者のための関係機関における情報共有を行うことが重要である。

<新たな取組みの提案>

⑭ 企業、NPO、行政など、多様な団体によるネットワークにより、情報共有を行い、さらなる支援の充実を図ること。

参考：子どもの貧困対策への新たな取組みの提案 体系図

テーマ

区分

新たな取組みの提案

貧困の連鎖を防ぎ、すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会を目指して	1 子 ど も を 支 え る 取 組 み	(1) 妊娠期から乳幼児期における支援	① 乳児家庭全戸訪問事業や子育て世代包括支援センター、子育て広場(地域子育て支援拠点)、保育園など、既存の事業・しくみを活用し、困難を有する子どもを市町村、福祉事務所や児童相談所など適切な支援機関につなげ、子どもの支援や家庭の養育力の向上等のために必要な支援を届け、見守る体制を整備するなどの施策を充実させること。 ② 幼稚園や保育所等において、教員や保育士等が保護者や関係機関と連携を行い、子どもの課題を早期に発見し、支援機関につなげるような施策を充実させること。 ③ 子どもの非認知能力を伸ばすための子どもや家庭の支援や保育・教育の内容について検討すること。
		(2) 学童期から青年前期における支援	(学校における支援) ④ 経済的理由などにより困難な環境におかれている子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、子どもが相談しやすい環境づくりを充実させること。また、教育に係る費用の軽減に向けた取組みや就学援助制度などを分かりやすく周知する工夫を行うこと。 (地域における支援) ⑤ 学校以外でも、困難な環境にある子どもが安心して過ごし、学習することができるよう、学校等を活用した放課後における子どもの居場所事業や地域における居場所事業を充実させるとともに、居場所機能や食事提供機能、保護者の相談機能等、複合的な機能を持つ学習支援の場を増やすこと。また、学習支援の対象を広げたり、学校と学習支援団体が連携し、子どもが参加しやすいしくみづくりを行うこと。 ⑥ 子どもたちが将来像を描くためのロールモデルとなる若者や大人と出会うことができる場づくりを行うこと。
		(3) 青年中期における支援	(自立に向けた支援) ⑦ 高等学校等における中途退学防止のために、中途退学の懸念の高い子どもの早期発見や、子どもが抱える課題のフォローアップに向け、学校と福祉機関、労働機関等が連携した取組み、NPO等と協働した学校内での居場所づくりなどの施策を講ずること。その際、子どもの悩みに寄り添う手法として、子どもが日常使用しているインターネットやLINE等のSNSの活用を検討すること。 ⑧ 高等学校等卒業後の18歳から20歳までの子どもをはじめ、支援の切れ目にあり、十分に支援を行うことができていない年代の子どもに対して、継続的な支援を行い、自立に向けたサポートを行うこと。 ⑨ 通信制、定時制を含む就職希望者の多い高等学校を重点的に、スクールキャリアカウンセラーの配置を拡大し、高校在籍時から、お金の管理等の研修、就労に係る研修を実施するなど、子どもの自立に向けた取組みの充実を図ること。また、スクールキャリアカウンセラーが、持続的に子どもの支援を行うことができるよう、専門職としての位置づけを含め、制度の充実に向けた検討を行うこと。 (困難な環境にある子どもへの支援) ⑩ 生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもや若くして親になり将来の困窮のリスクが極めて高い子どもなどに対する高等学校等における中途退学防止対策を行うこと。また、困窮のリスクが高い子どもの中途退学や卒業後の自立に向けた切れ目のない継続的な支援などにきめ細かく取り組むため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」を活用するなどし、高等学校等の教員やスクールソーシャルワーカーと、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、児童相談所、市町村等の福祉関連機関、地域若者サポートステーション等の就労支援機関、行政の住宅部門などが連携して支援を行うこと。

			<p>⑪ 県保健福祉事務所が生活保護世帯等の子どもに実施している子ども支援員等による支援のような、アウトリーチ型支援等による高校生世代（10代の若者層）の子どもの生活習慣の定着や改善、親への養育支援、基礎的な学力の習得などを目的とした自立に向けた伴走型の支援のしくみを広げること。また、支援に有効なノウハウや成功例を蓄積・共有し、支援を充実するための施策を講ずること。</p> <p>なお、こうした支援は、高校生世代のみならず、幅広い世代の子どもに対して有効な取組みである。</p> <p>(経済的な支援)</p> <p>⑫ 奨学金や各種給付金について、丁寧な情報提供や申請支援を行うとともに、将来的な見通しを十分に持って利用や返済ができるよう、子どもやその保護者に対して、家計管理を支援する施策を併せて講ずること。</p> <p>⑬ 経済的に困難な世帯に対して支給する高校生等奨学給付金について、学校が徴収する諸会費や修学旅行費だけでなく、旅行会社が集金を行う修学旅行積立金についても、給付金を充当できるようにするなど、制度を拡充すること。</p>
2 支 え 手 を 支 え る 取 組 み	(1) 保護者へ の支援		<p>⑭ 生活環境等に困難のある家庭に対し、支援者等が定期的に訪問し、悩みごとの相談、生活の仕方のアドバイスなど伴走型の生活支援を行う施策を講ずること。</p> <p>⑮ 保護者等に対して、給付金や貸付金等の経済的支援を行うと同時に、生活困窮者自立支援法等の制度を活用するなどして、家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図ること。</p> <p>⑯ 保護者等の就労に向け、伴走して支援できるような体制づくりや情報提供の充実、資格取得のためのサポートを行うとともに、保護者等が安心して就労できるよう、放課後における子どもの居場所やトワイライトステイのような夜間における子どもの居場所、食事提供等や学習支援ができる場所の充実を図ること。</p> <p>⑰ 国・市町村・県などの公的機関やNPO、社会福祉協議会等の支援情報を、一つの情報サイト等に集約し、支援者や保護者がスマートフォンなど使いやすい方法で、情報サイト等を活用できるようにして、支援を求めている保護者等と支援機関がつながりやすくなる取組みを充実させること。</p> <p>⑱ 保護者等が安心して仕事と子育ての両立ができるように、職場環境の整備等について、企業等に対して理解を求める取組みを行うこと。</p>
	(2) 学校・教 員への支 援		<p>⑲ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする地域における支援機関等が連携し、困難な環境にある子どもを学校・教員とともに支援する体制の充実を図ること。</p> <p>⑳ 困難な環境にある子どもの相談を受けて、教員が子どもを支援機関につなぐことができるよう、課題が多い学校は、スクールソーシャルワーカーの配置を1名とするなど、スクールソーシャルワーカーの配置の拡大を行うこと。また、学校の特性に応じた予算配分等により、学校における教育環境の整備や支援体制の充実を図ること。</p> <p>㉑ 教員が子どもの貧困の現状や子どもに対する支援の方法を知ることができるよう、教員に対する研修等の施策を実施すること。</p>
	(3) その他の 支援者へ の支援		<p>㉒ 子どもを地域で育て、支えるため、子どもの支援に関わる機関の連携強化を行うとともに、子どもの貧困対策に対する理解を深めるためのフォーラムやワークショップを定期的に開催すること。</p> <p>㉓ 子どもへの支援に関心のある人や新たに地域で活動を立ち上げたい人、既に実施している人などを対象に、子どもの接し方や活動の始め方、支援機関へのつなぎ方などを学ぶ研修会を実施すること。</p>
	(4) 支 援 者の連 携		<p>㉔ 企業、NPO、行政など、多様な団体によるネットワークにより、情報共有を行い、さらなる支援の充実を図ること。</p>

1-1 平成28年度「神奈川県ひとり親家庭アンケート・ヒアリング」結果

平成28年12月2日

記者発表資料

平成28年度「神奈川県ひとり親家庭アンケート・ヒアリング」の結果をまとめました

県では、子どもの貧困対策の推進にあたり、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の現状やニーズを把握するため、主にひとり親家庭に支給している「児童扶養手当」の受給者を対象としたアンケート調査を実施しました。また、「児童扶養手当」受給者の中で、特に、ことばの問題などでインターネット上のアンケートへの回答が困難な方等を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

このたび、その結果をとりまとめましたので、お知らせします。

 結果のポイント

昨年度と同様の傾向にあり、依然として厳しい生活の状況が明らかになりました。

■就業の状況

就業している人は9割以上。雇用形態別では、パート・アルバイトなど「非正規職員」が最も多く48.0%。「正規職員」は25.8%。

■収入の状況

家族全体の1年間の収入は、「200万円未満」が44.6%。「400万円以上」の収入がある世帯は10.2%。

■預貯金の状況

預貯金（株や保険、現金等を含む）が「まったくない」という方が46.0%。「100万円未満（0円を含む）」が80.5%。

■過去1年間に、経済的な理由で支払いができなかったこと、滞ったこと

「公共料金の支払い」ができなかった、または滞ったことがあるという方が26.9%。「年金・医療・介護の保険料支払い」ができなかった、または滞ったことがあるという方が19.0%。

■過去1年間に、経済的な理由でできなかったこと、見合わせたこと

「家族での外泊（旅行・帰省など）」ができなかった、または見合わせたという方が71.0%、「家族での外食（月に1回以上）」ができなかった、または見合わせたという方が40.2%。

■行政に望むこと

「ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度」の優先順位の第1位に「児童扶養手当などの現金給付の拡充」を挙げた方が、全体の44.4%。

【アンケート調査の概要】

実施主体	神奈川県、県内33全市町村
委託先	(社福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所
対象者	神奈川県内の児童扶養手当受給資格者 (平成28年3月末現在 61,740人)
実施期間	平成28年8月1日(月)～8月31日(水)
周知方法	各市町村が、児童扶養手当現況届の書類送付時などに周知
回答方法	スマートフォンまたはパソコン等によりインターネットからアンケート記入サイト等にて回答
主な質問内容	・学歴、就業状況 ・経済的状況、養育費の状況 ・今後、拡充すべきと思うひとり親家庭への支援制度
有効回答	840件

【ヒアリング調査の概要】

実施主体	神奈川県
委託先	(社福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所
対象者	藤沢市、大和市在住の児童扶養手当受給資格者のうち、ことばの問題などでインターネット上のアンケートへの回答が困難な方。 約50人
実施期間	平成28年8月1日(月)～8月31日(水)のうち4日
回答方法	調査員との面談形式
主な質問内容	・ひとり親になって困っていること ・今後、拡充すべきと思うひとり親家庭への支援制度
有効回答	52件

【参考】

県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、昨年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

平成25年度国民生活基礎調査(厚生労働省)では、2012年の我が国の子どもの貧困率は16.3%と過去最高を更新し、特に、ひとり親世帯の貧困率は54.6%で、二人に一人以上が相対的貧困の状況にあることが明らかになっています。

また、ひとり親世帯は増加を続けており、特に本県のような都市部で、今後も増加すると見込まれています。

このため、県計画では、特に生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点を置いて取り組みを進めることとしています。

※「児童扶養手当」は、父母の離婚・父または母の死亡などによって、ひとり親家庭で養育される児童等について、手当を支給する制度です。支給には、所得制限があります。

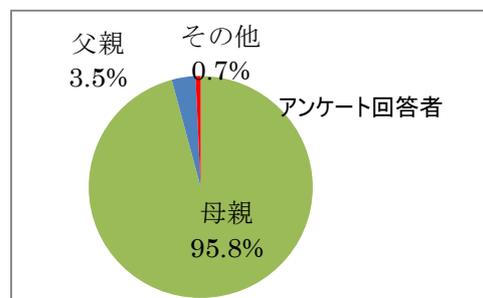
1 平成28年度「神奈川県ひとり親家庭アンケート」結果

注) 回答比率については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを表記しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

■アンケート回答者

アンケート回答者は、「母親」が799人（95.8%）、「父親」が29人（3.5%）。

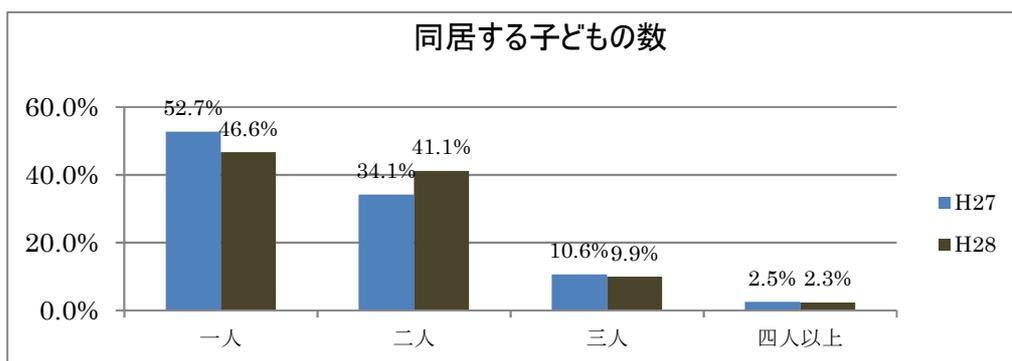
	母親	父親	その他	計
人数	799	29	6	834
割合	95.8%	3.5%	0.7%	100.0%



■家族構成

世帯の子どもの人数は、「一人」が最も多く381人（46.6%）、「四人以上」は19人（2.3%）。

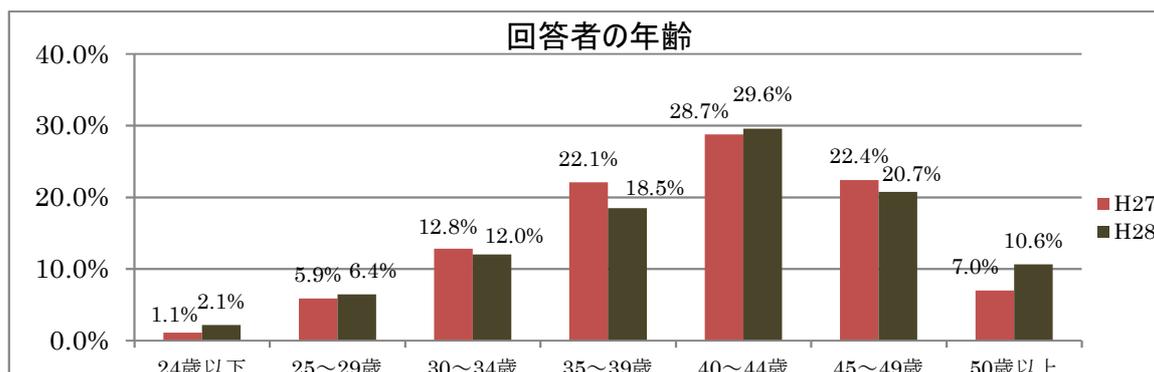
	一人	二人	三人	四人以上	計
人数	381	336	81	19	817
割合	46.6%	41.1%	9.9%	2.3%	100.0%



■年齢

回答者の年齢は、「40～44歳」が最も多く234人（29.6%）で、次いで「45～49歳」が164人（20.7%）、「35～39歳」が146人（18.5%）。29歳以下は合わせて68人（8.5%）。

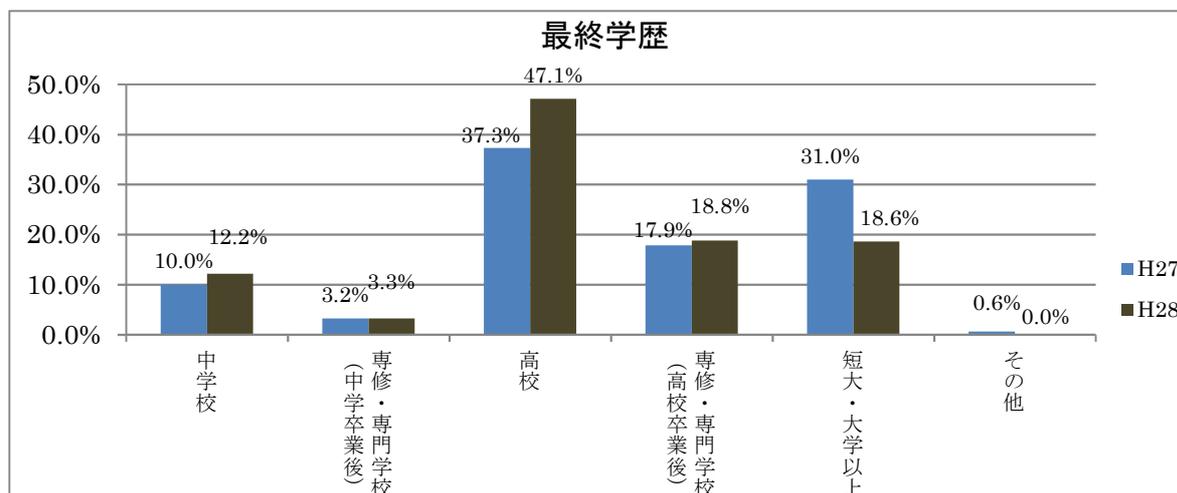
	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	計
人数	17	51	95	146	234	164	84	791
割合	2.1%	6.4%	12.0%	18.5%	29.6%	20.7%	10.6%	100.0%



■最終学歴

回答者の最終学歴は、「高校卒業」が390人（47.1%）で最も多く、次いで「専修・専門学校（高校卒業後）」が156人（18.8%）、「短大・大学以上」が154人（18.6%）。

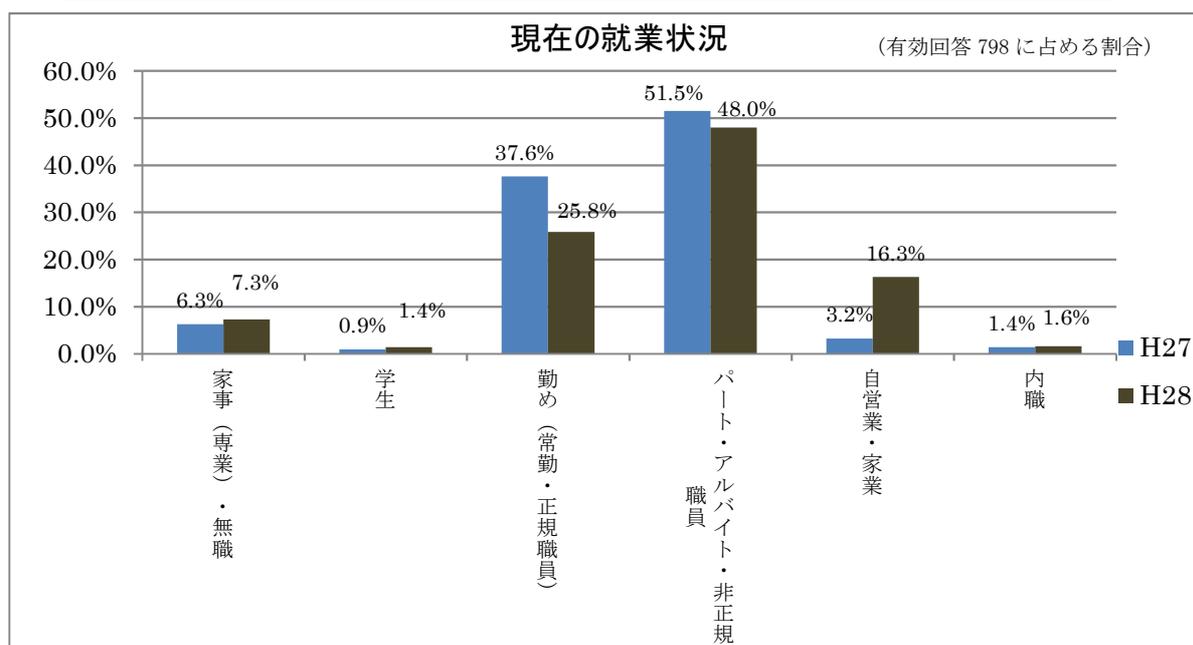
	中学校	専修・専門学校 (中学卒業後)	高校	専修・専門学校 (高校卒業後)	短大・大学以上	その他	計
人数	101	27	390	156	154	0	828
割合	12.2%	3.3%	47.1%	18.8%	18.6%	0.0%	100.0%



■現在の就業状況

「パート・アルバイト・非正規職員」が383人（48.0%）で最も多く、次いで「常勤・正規職員」が206人（25.8%）。「家事（専業）・無職」は58人（7.3%）で、大半の人が何らかの仕事をしている。
(複数回答有)

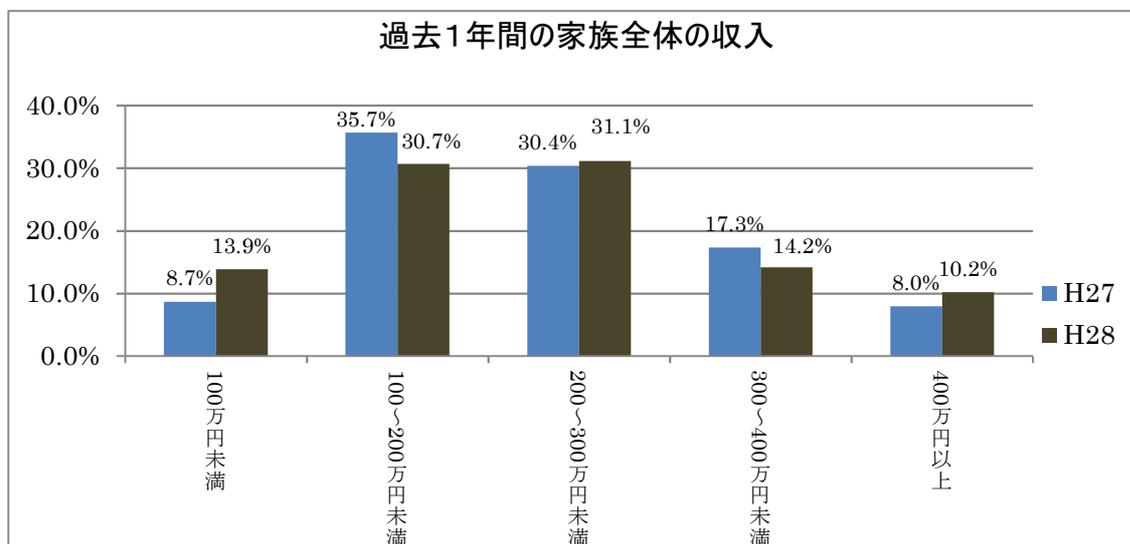
	家事 (専業) ・ 無職	学生	勤め (常勤・正規職員)	パート・アルバイ ト・非正規職員	自営業・家業	内職
人数 (延)	58	11	206	383	130	13
割合	7.3%	1.4%	25.8%	48.0%	16.3%	1.6%



■過去1年間の家族全体の収入

「200～300万円未満」が211人（31.1%）で最も多く、次いで「100～200万円未満」が208人（30.7%）で、300万円未満が7割を超えている。

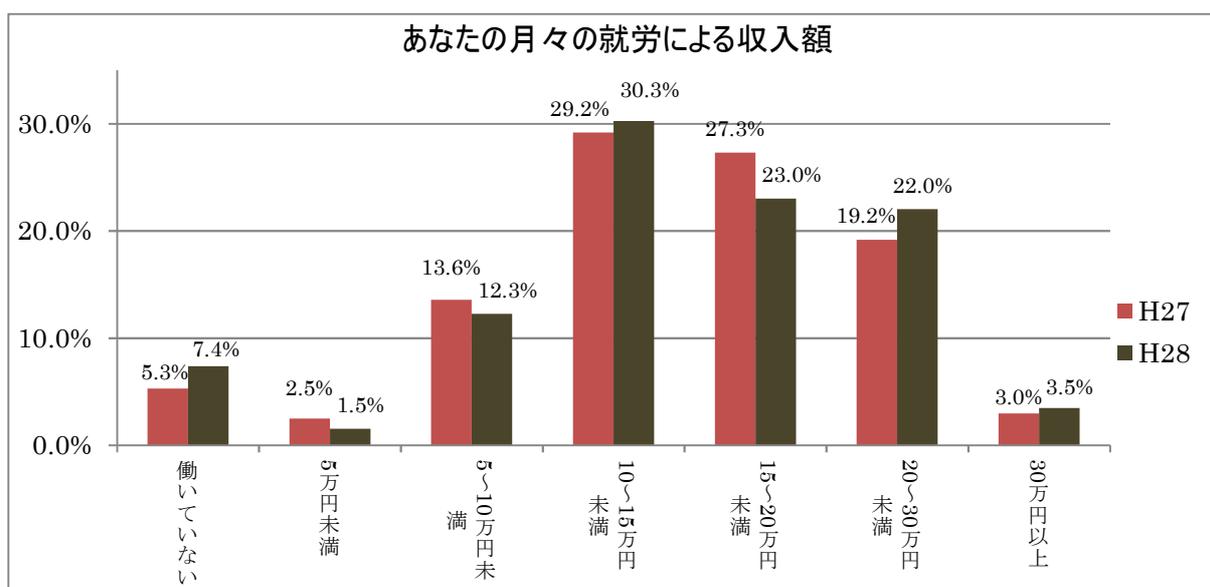
	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	計
人数	94	208	211	96	69	678
割合	13.9%	30.7%	31.1%	14.2%	10.2%	100.0%



■回答者の月々の就労による収入額

回答者の就労による収入は、月額で「10～15万円未満」が217人（30.3%）で最も多く、次いで「15～20万円未満」が165人（23.0%）で、10万円台が5割を超えている。

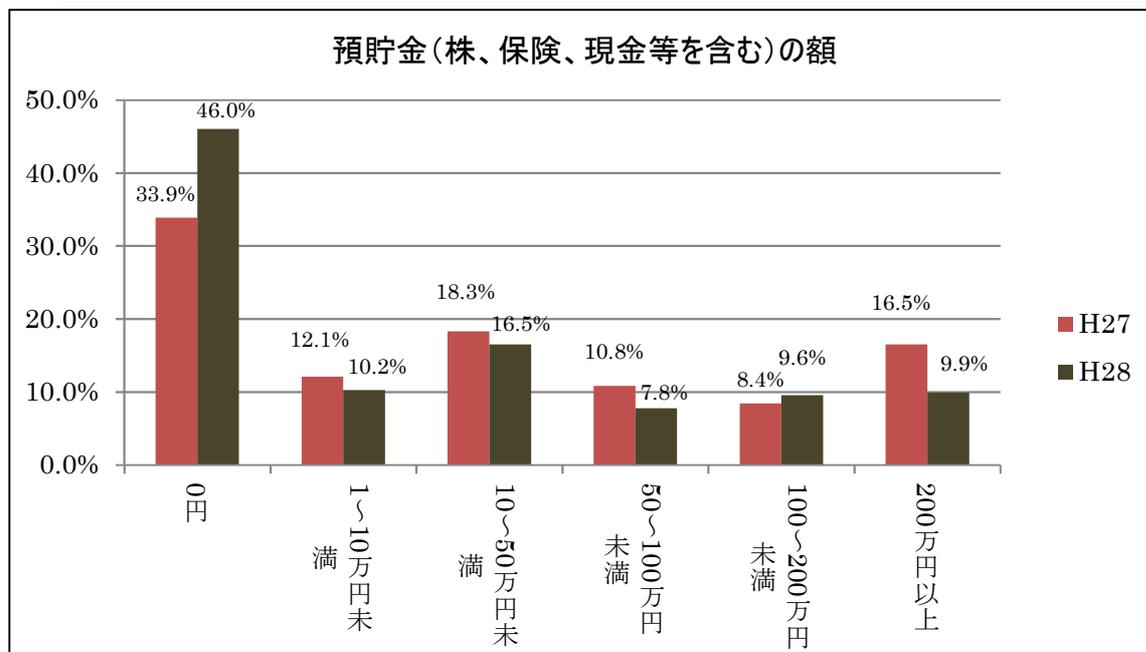
	働いていない	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～30万円未満	30万円以上	計
人数	53	11	88	217	165	158	25	717
割合	7.4%	1.5%	12.3%	30.3%	23.0%	22.0%	3.5%	100.0%



■預貯金（株、保険、現金等を含む）の額

株や保険、現金等を含む預貯金の額は、「0円」が最も多く279人（46.0%）。0円を含む100万円未満の人が合わせて80.5%を占めている。

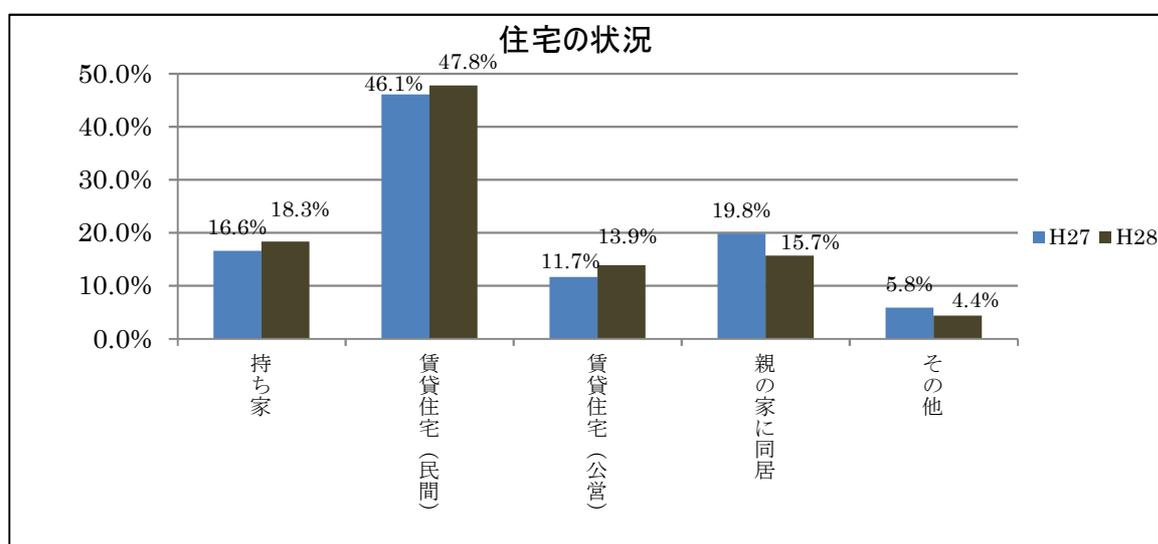
	0円	1～10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200万円以上	計
人数	279	62	100	47	58	60	606
割合	46.0%	10.2%	16.5%	7.8%	9.6%	9.9%	100.0%



■住宅の状況

住宅の状況は、「賃貸住宅（民間）」が最も多く362人（47.8%）で、次いで、「持ち家」が139人（18.3%）。

	持ち家	賃貸住宅（民間）	賃貸住宅（公営）	親の家に同居	その他	計
人数	139	362	105	119	33	758
割合	18.3%	47.8%	13.9%	15.7%	4.4%	100.0%

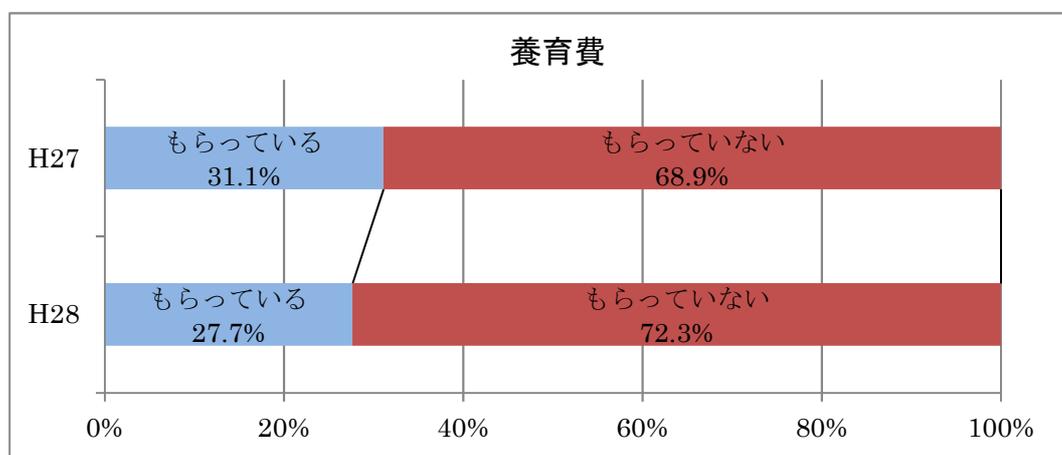


■養育費

養育費を「もらっている」は198人（27.7%）、「もらっていない」は518人（72.3%）。

	もらっている	もらっていない	計
人数	198	518	716
割合	27.7%	72.3%	100.0%

※養育費：子どもの養育のための費用。ここでは、離婚後、子どもを養育している親に対して、他方の親が支払っているかを聞いた。

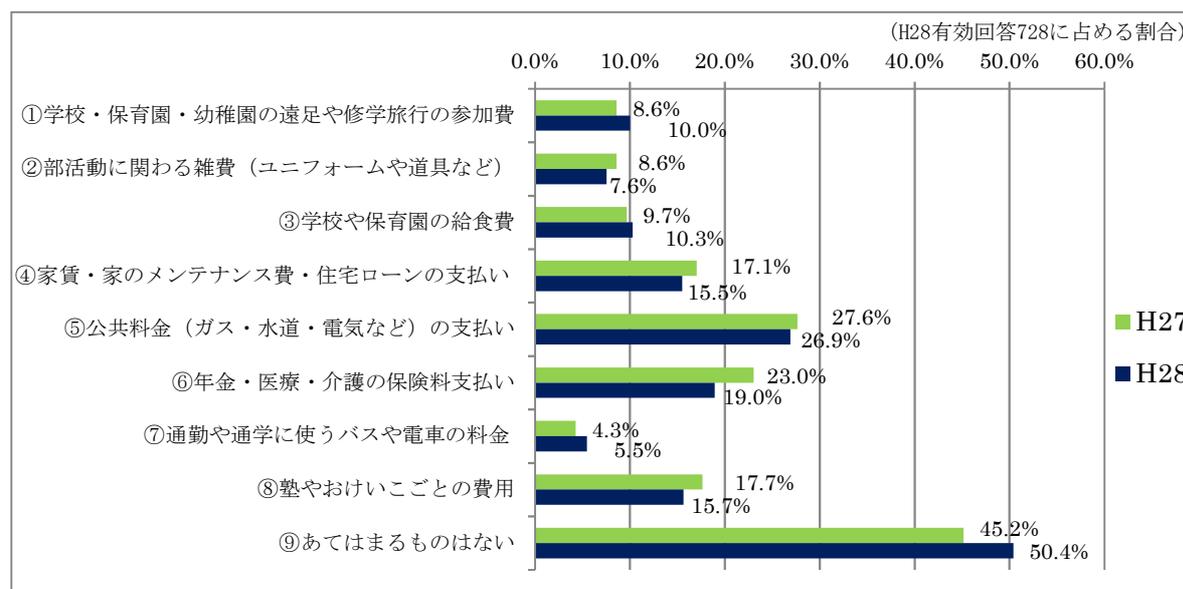


■過去1年間に経済的理由のために支払いができなかったことや滞ったこと

経済的な理由により、過去1年間に支払いができなかったことや、支払いが滞ったことがあったかという問いに対して、「⑤公共料金（ガス・水道・電気など）の支払い」ができなかった、または滞ったという人が196人（26.9%）。次いで、「⑥年金・医療・介護の保険料支払い」が138人（19.0%）

（複数回答有）

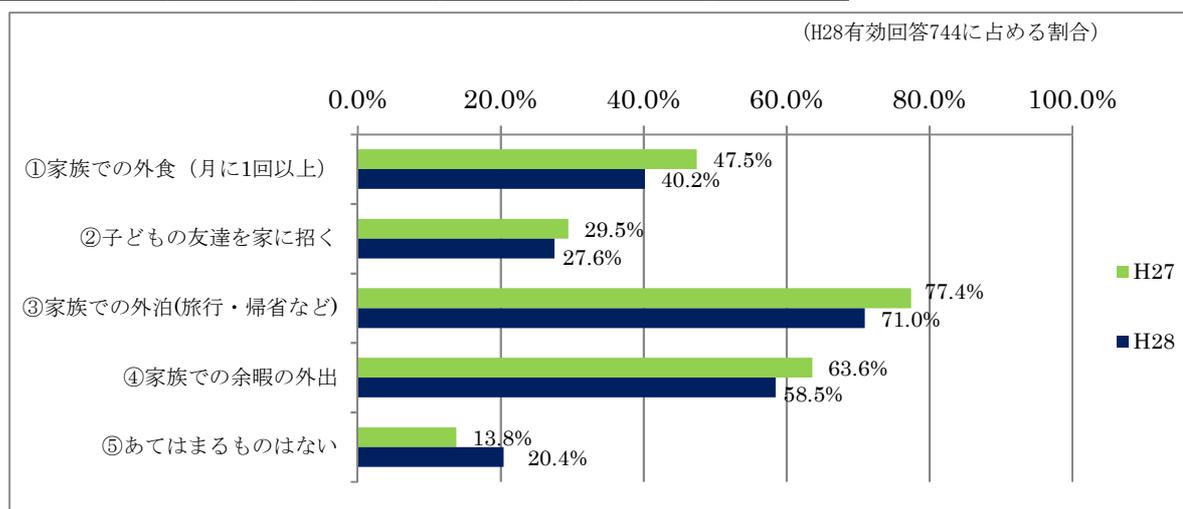
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
人数（延）	73	55	75	113	196	138	40	114	367
割合	10.0%	7.6%	10.3%	15.5%	26.9%	19.0%	5.5%	15.7%	50.4%



■過去1年間に経済的理由のためにできなかったことや見合わせたこと

経済的な理由により、過去1年間に、したいと思ってもできなかったことや、見合わせたことがあったかという問いに対して、「③家族での外泊（旅行・帰省など）」ができなかった、または見合わせた人が528人（71.0%）。次いで、「④家族での余暇の外出」が435人（58.5%）。（複数回答有）

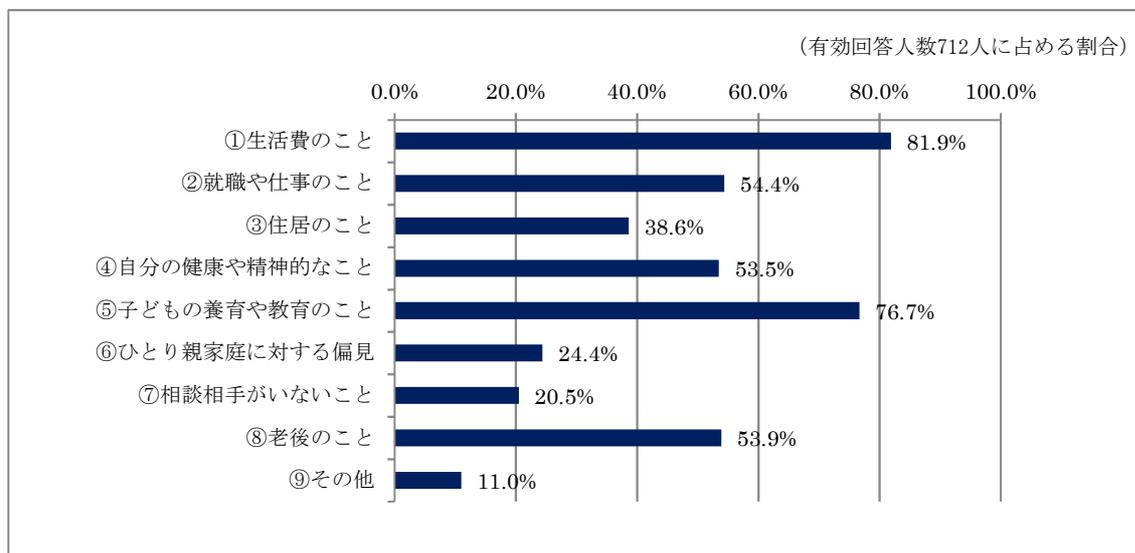
	①	②	③	④	⑤
人数（延）	299	205	528	435	152
割合	40.2%	27.6%	71.0%	58.5%	20.4%



■ひとり親になったとき困ったこと、現在困っていること

ひとり親になったとき困ったこと、また、現在困っていることという問いに対して、「生活費のこと」が583人（81.9%）。次いで、「子どもの養育や教育のこと」が546人（76.7%）。（複数回答有）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
人数（延）	583	387	275	381	546	174	146	384	78
割合	81.9%	54.4%	38.6%	53.5%	76.7%	24.4%	20.5%	53.9%	11.0%

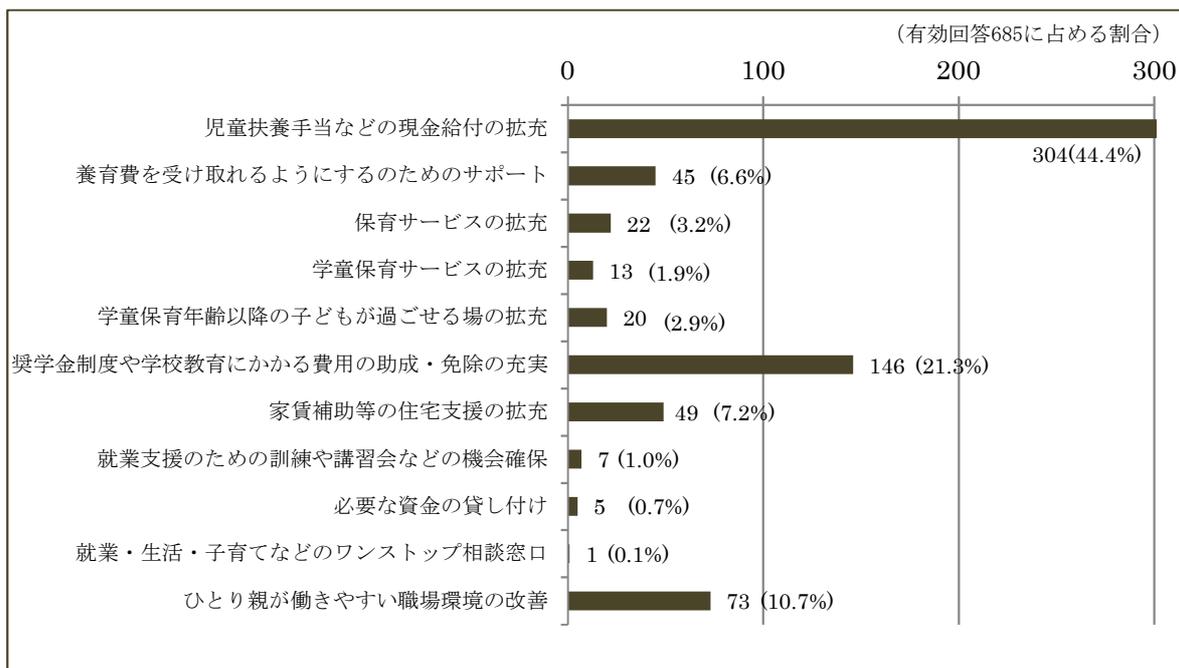


■ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度

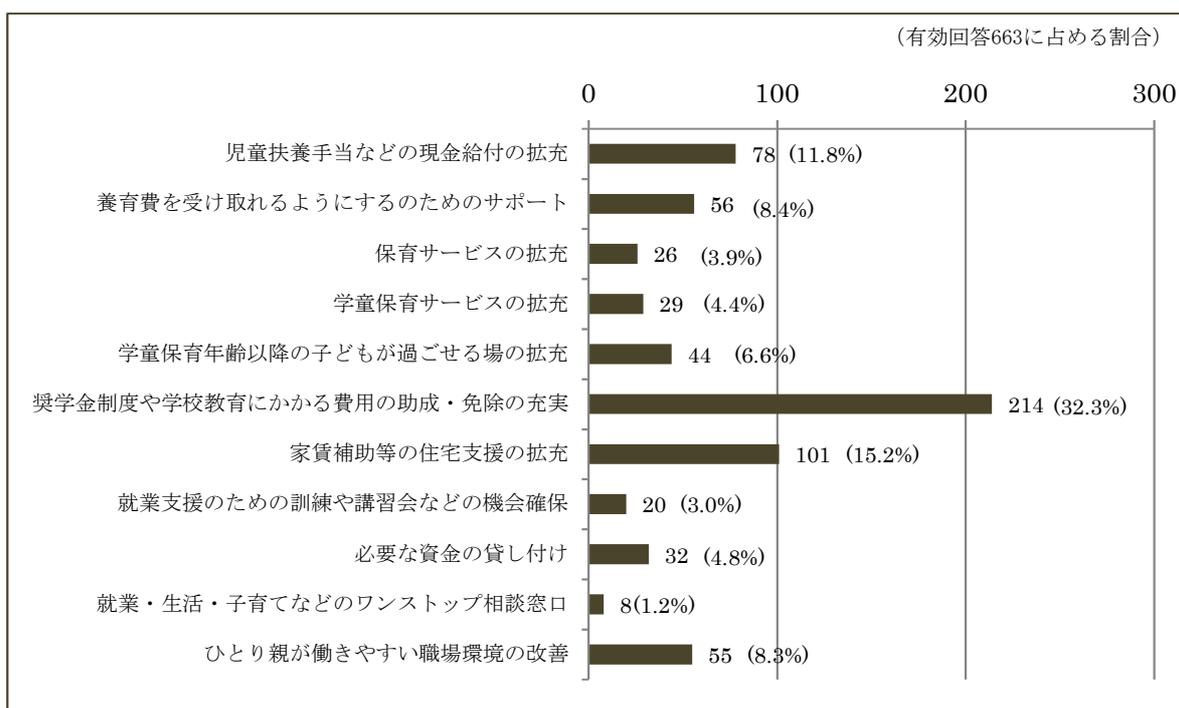
ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度を、優先順位の高い順に3つまで聞いたところ、優先順位1位に挙げた人が最も多かったのは「児童扶養手当などの現金給付の拡充」で304人（44.4%）。

第1位から3位のいずれかに挙げた人の合計では、「奨学金制度や学校教育にかかる費用の助成・免除の充実」が最も多く、466人（23.5%）。次に多かったのは、「児童扶養手当などの現金給付の拡充」で451人（22.8%）、三番目に多かったのは、「家賃補助等の住宅支援の拡充」で286人（14.4%）。

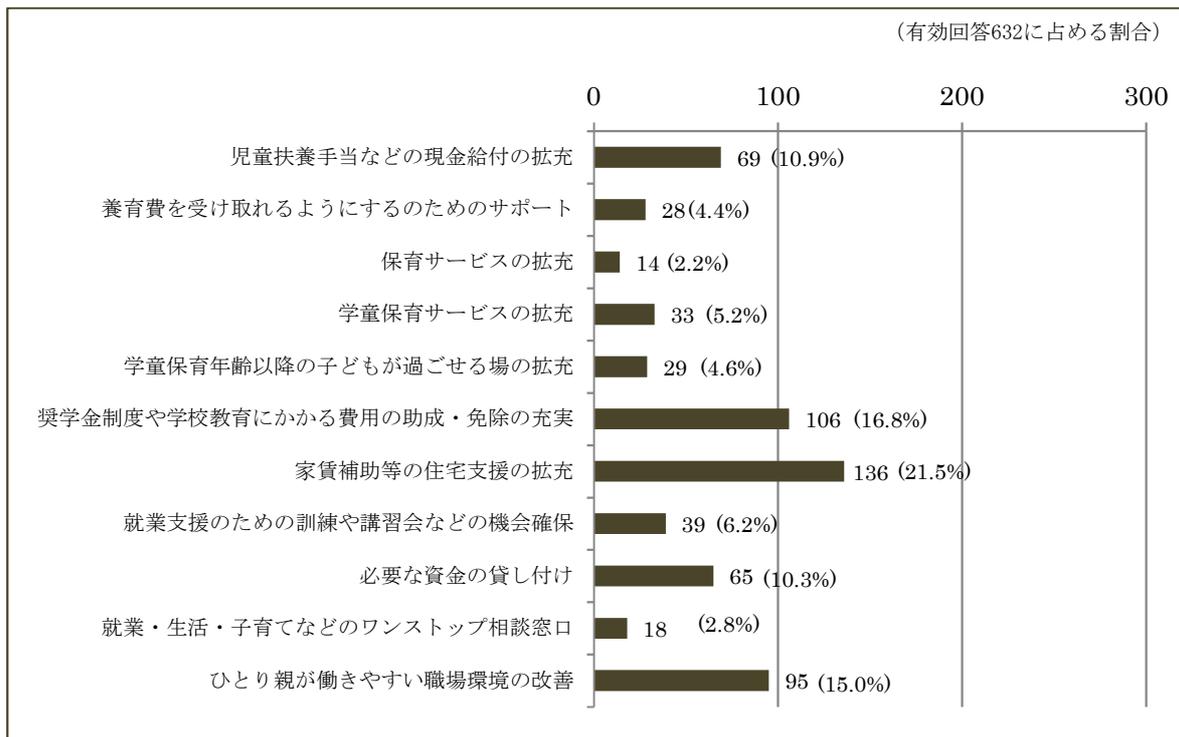
【優先順位1位】



【優先順位2位】



【優先順位 3 位】



■自由意見

自由意見欄に記入した人は288人で、アンケート有効回答840件の34.3%。主な意見は次のとおり。

1 教育について

(1) 進学・修学にかかる費用

- 受験料の支払いが苦しく、受験支援金のような支援を検討してほしいです。
- 高校からの進学資金が不足するので何らかのサポートをしてほしいです。
- 長女が春から私立高校に入りました。覚悟はしていましたが、予想以上の費用がかかっています。現在仕事を増やすための活動をしています。給付型の奨学金を切に望みます。弟には希望校の選択を狭めなくてははいけなく、かわいそうな思いをさせそうです。
- 通学にかかる定期代を支援してほしいです。
- 今の貸付制度では、貯蓄をしても、入学に必要な金額に満たないため、親がなんとかすると説得しても子ども自身が進学に消極的になります。
- 修学旅行のときに、その旅費の支払いが精一杯で、お小遣いを充分持たしてやれなかったです。

(2) 習い事・通塾にかかる費用

- 現代では、習い事を2個も3個もしているのが普通です。しかし片親ともなると、なかなか習い事をさせてあげるのも厳しいです・・・片親しかいない子どもの為に習い事の助成もあるといいです。
- 中学生になると、高校受験があり塾に行っている子が殆どで我が家でも行かせています。部活動にも入っていれば、幼少時や、小学生の時より、お金はかかります。考慮してもらえると助かります。
- 資金不足で子どもを塾に行かせることができません。子どもは、下校後は家事の手伝

いをして一人で過ごしています。公立高校の受験に失敗したらどうしていいかわからなく、崖っぷちです。

2 生活について

(1) 子育てにおける精神的支援と子と過ごす時間の確保

- 自分の子どもを他人に預けて子育てをするのではなく、自分の手で育てられる環境が欲しいです。一緒に家事や料理、他人に対する気遣いなどを親がしっかり教えないと、後々に犯罪を犯してしまうような人間にもなりかねないと思います。
- 看護師をしているので、収入はあります。しかしながら、勤務は過酷で、拘束時間も長く、子どもとかかわる時間が十分にあるとは思っていません。収入のために犠牲にしていることはたくさんあると思います。

(2) 保育

- 子どもに障害があるとなかなか受け入れてくれる学童や保育園がないので、空いていたとしても自動的に待機になってしまうところをなんとかしてほしいです。
- 職場に保育園の設置を義務化できるようにしてほしいです。
- 日曜日、祝日、年末年始に働きたくても、保育園がありません。
- 収入を得るために仕事をして、保育園や学童などの費用がかかるので、長時間働かなければならないという矛盾があります。
- 毎年4月から6月までの保育園、学校の支払いが借金をしないと対応出来ません。修学援助はあるものの保育園分はありません。なんとかならないものではないのでしょうか？
- 学童の始まる時間を早くしてほしいです。仕事に間に合わなくなることがあります。

(3) 子どもの居場所

- 子ども同士のコミュニケーションが取れるような室内（体育館のようなところ）が近くにあると助かります。
- ひとり親家庭でかつ障害児の学校に行けない子どもが安心して日中、学校に復帰を目的として活動出来る場所を作ってほしいです。
- 夏休みや長期の休みの時に子どもを気軽に預けられる場所がほしいです。
- 残業があるのですが、子どもを学童に預けているため、断っています。子どもたちが過ごせるところがあれば、もっと働けて豊かになるので、県と企業で検討してほしいです。

(4) 公営住宅などの住宅支援

- ひとり親が、県営住宅、市営住宅に入居しやすいよう、県から市町村へ働きかけをしてほしいです。
- 県営住宅や市営住宅に応募していて、補欠はあるのですが、なかなか当選しません。補欠当選でも、順番待ちをすれば入居出来る等、母子家庭や収入が少ない世帯に何か対策をして頂きたいです。
- 自分の収入では県営にしか住めません。家賃の低いところはかなり老朽化してしまどきではないひどさです。
- ひとり親になった時、一番困ったのは住居です。どんなに生活を切りつめても住宅費だけは一定です。県営・市営などもなかなか当たらず・・・常々、家賃の補助がほしい

とっていました。

3 就労について

(1) 就労先の確保

- 仕事を探しても子どもが小さいと雇ってもらえず、正社員は難しいです。
- 幼児と子ども二人を抱えてでは就職先もなかなか見つからず安定した収入、勤務が出来る場所はほとんど見つからないのが現実です。
- 安定してやっていける仕事で、ひとり親の特別枠みたいなのがほしいです。

(2) 就業訓練

- ひとり親が就労するのに、資格取得のための受験準備期間からサポートしてくれる制度がほしいです。
- 高等職業訓練は、取り組みやすい資格の拡大を、自立支援教育訓練は給付金のさらなる割合の拡大あるいは複数回数、教育訓練を受けられるように、お願いしたいです。自立支援教育訓練後の就労に対して支援（キャリアカウンセリング、ひとり親向けでもある求人数の増加・ひとり親に理解のある企業の増加）の拡大をお願いしたいです。

(3) 非正規から正規職員へ・職場の理解

- 非正規雇用は、ひとり親が多くいる状況の改善を願います。
- 常勤になるための条件が合いません。働きやすい環境を認めてもらえるような制度がほしいです。
- ひとり親が仕事と家事を両立しながら長く働ける環境を企業にアピールしてほしいです。

4 経済的支援について

(1) 児童扶養手当などにおける所得制限および第2子以降の加算額について

- 児童扶養手当を、第2子以降も第1子と同額でお願いします。
- 児童扶養手当を毎月支給にしてほしいです。
- 働けば働くほど、手当が減額されてしまいます。
- 二人目、三人目が可哀想。二人いたら単純に2倍かかります。

(2) 医療費

- 医療費の補助には助かっていますが、自分は受診を制限しています。

(3) 養育費

- 児童扶養手当はとても助かっていますが、本来ならば離婚した相手が養育費を支払うべきだと思います。
- 養育費を支払わない父親に、何らかの対処をしてほしいです。暴言などが怖くて、自分では連絡できません。
- 養育費を払わずに逃げる親が多すぎます。きちんと法律で決めてしまえば、国で出すお金が減ると思います。

5 その他

(1) 相談支援について

- ひとり親になってから孤独になりました。自分がふらっと立ち寄って元気にしてる？

など声をかけてくれるところがあったら嬉しいです。

- 受験生の息子の先々のお金が不安です。小学生の息子もあり、障害を抱えて通院付き添いもしており、不安だらけです。どこに相談すれば良いのかもわからないし、相談してみたけれど、何の役にも立ちませんでした。
- 「ひとり親」という形でひとくくりにして考えるのではなく、それぞれの家庭に相応しい形で支援を考えていただきたいです。じっくりと話を聞いていただきたいです。
- 夜間でも相談窓口があると相談しやすいと思います。
- 誰にも頼れない、誰にも話せない、誰かに会う時間もなく、すごい行き詰っています。助けてほしい。毎日毎日崖っぷちにいる気分です。
- やっと離婚しました。児童扶養手当が出たものの、20年以上も仕事をしていなかったせいなのか、仕事もなく不安でたまりません。精神的にも落ち込み、人との交流もできず、いつも孤独です。
- ひとり親に特化したファイナンシャルプランナーのような方がいるといいです。
- 子どもと親の将来の不安を解消する精神的サポートがほしいです。

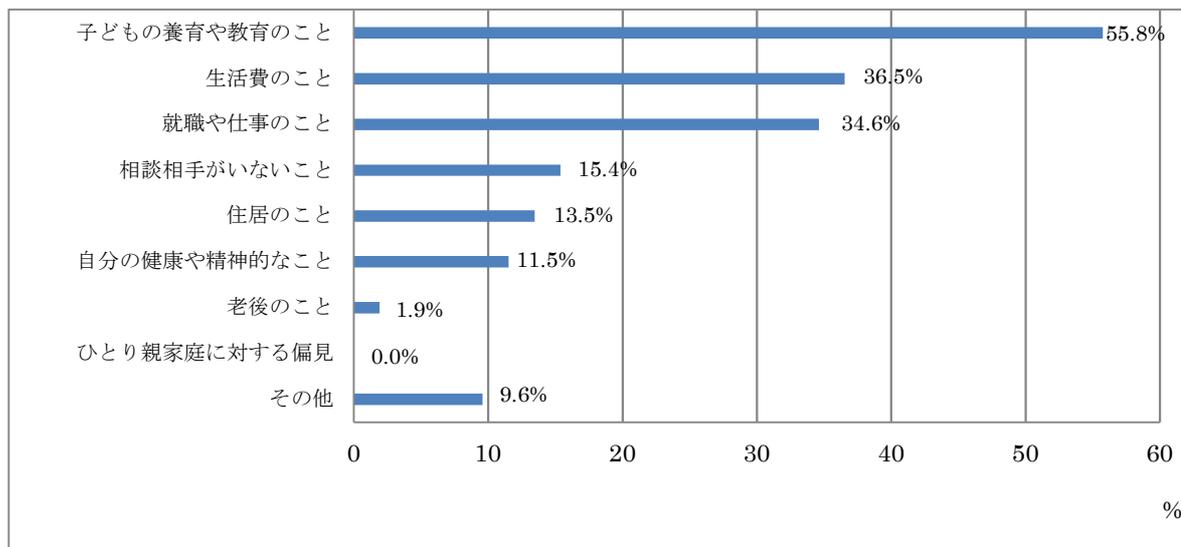
(2) その他

- 塾に通わせてあげられない、大学、専門学校を諦めないと・・・高校も私立は苦しいし・・・ホントにひとり親で苦労して頑張っている親を見極めて支援を手厚くしてほしいです。
- 子どもが育ったあと（児童扶養手当が受けられなくなった後）のことも考えられるような支援体制にしていだけたらと思います。
- 仕事で帰りが遅く、子ども達の病院（歯医者、眼科）などに連れて行く事が出来ないで、遅くまでみてくれる病院があると、助かります。
- ひとり親家庭で子連れで参加できるお見合いなどがあればいいです。
- 子どもにはなんとかスマホを持たせましたが、私までスマホ代を支払う余裕はなく、パソコンも購入する余裕もなかったで、子どものスマホからこの調査の回答をしました。
- 各市町村でのひとり親家庭の集まり、イベント等、普段、子どもとだけでは行かれない様な所に旅行などイベントをやってほしいです。
- ひとり親の制度や役立つ情報をわかりやすくするために、情報やイベントなどを郵送して欲しい。あなたはこの制度が利用できますと、市や県から教えてもらいたい。
- 離婚＝脱落者または忍耐力がないなど、ご近所や周りの人から、特に女性は偏見を持たれてしまうことにとっても悩まされ、暮らしにくさを感じています。

2 平成28年度「神奈川県ひとり親家庭ヒアリング」結果

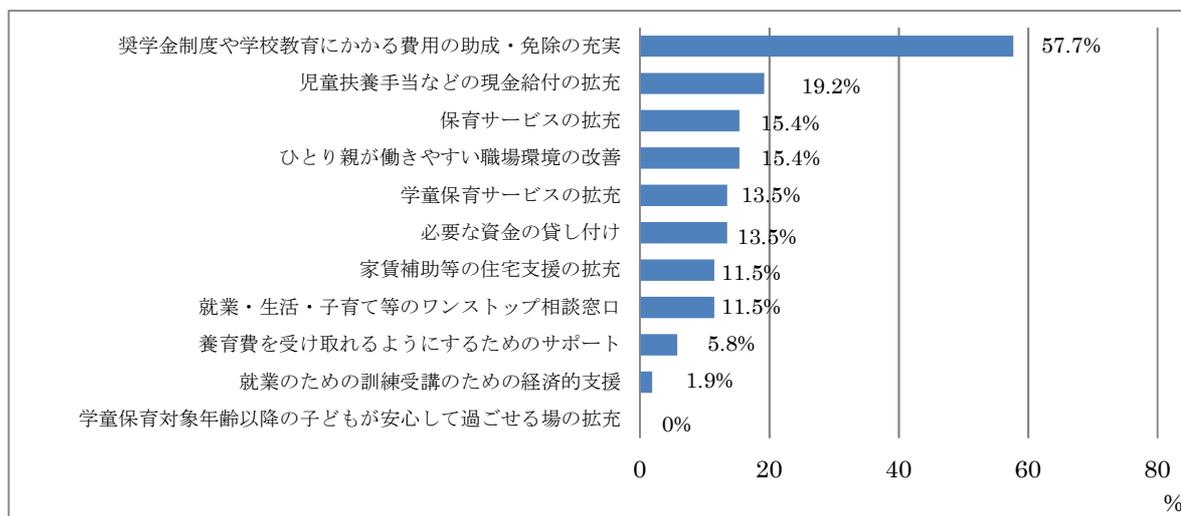
■ひとり親家庭になったとき困ったこと、今困っていること

ひとり親家庭になったとき困ったこと、今困っていることという問いに対して、「子どもの養育費や教育のこと」という回答が最も多く55.8%。次いで、「生活費のこと」という回答が36.5%。



■ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度

ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度についての意見は「奨学金制度や学校教育にかかる費用の助成・免除の充実」が最も多かった。



■自由意見

自由意見があった人は52人で、ヒアリング有効回答件数は52件のため100%。主な意見は次のとおり。

1 教育について

- 習いごとの費用や大学の費用に困っています。
- 部活や遠征費が不安です。
- 学童保育は高く継続するのが難しいです。

2 生活について

- 父親、母親の役割を果たさなくてはならないのですが、社会的なことを教えられません。
- 体調不良で入院したときに、サポートしてくれる人やものがあるとよいと思います。
- 市営住宅に当たりません。更新費がかかります。
- 家賃が高いし厳しいです。環境のよくないところは少し安いですが、今のところでふんばっています。
- 自分が仕事に行っているため、子どもが学校に行っているかどうかわかりません。
- パートで精一杯、子どもとの兼ね合いも心配です。
- フルタイムで働いていて帰宅が遅くなります。

3 就労について

- 時給が安いので転職したいですが、子どもが小学生のため難しいです。
- 小さい子どもがいるということだけで面接を落とされました。
- 仕事を続けるのが難しいです。

4 経済的支援について

- 中学生以降の医療保障があるとたすかります。
- 高校生で寮生活、寮の補助金が出ないのでその費用に困っています。

5 その他

- パソコンがありません、インターネットを引いていません。
- 学童保育の減免等があることを知りませんでした。
- 子どものことや自分が病気になった時にどこに相談すればよいかわかりません。
- 身近に相談できる相手がいません。
- 不安なことを相談できる窓口があるとよいです。
- 利用できるサービスがわかりません。

平成 29 年 11 月 22 日
記者発表資料

子どもに係る支援者・相談者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」の結果をまとめました

子どもの貧困対策の検討に資するため、子どもに係る支援や相談等に携わる職員を対象に、貧困の状況にあると感じた子どもの状況、必要な支援や対策等に関する意識調査を行いました。このたび、その結果をとりまとめましたので、お知らせします。

調査の概要

1 実施期間

平成 29 年 6 月 19 日(月)から平成 29 年 7 月 31 日(月)まで

2 対象者

神奈川県内で子どもに係る支援や相談等に携わる職員 約 2,000 名

3 調査方法

「e-かなネットアンケート」を利用し、インターネット上で回答

※ 対象者の所属する機関に対し調査の周知協力を依頼、回答は任意

4 回答件数

303件

5 調査実施主体

神奈川県県民局次世代育成部子ども支援課

資料 子どもに係る支援者・相談者を対象とした子どもの貧困に関する意識調査結果について

【参考】

平成 28 年国民生活基礎調査(厚生労働省)の結果によると、平均的な生活水準の半分以下で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、平成 27 年時点で 13.9%となっており、7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下という厳しい環境に置かれています。

県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成 27 年3月に「神奈川県子ども貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

1 調査の目的

子どもの貧困対策の検討に資するため、子どもに係る支援や相談等に携わる者を対象に、経済的に困窮する子どもの状況、その子どもが抱えている困難な状況、必要とする支援の内容や支援者間の連携のあり方等子どもの貧困に関する意識調査を行った。

2 調査概要

(1) 実施期間

平成29年6月19日（月）から平成29年7月31日（月）まで

(2) 対象者

神奈川県内で子どもに係る支援や相談等に携わる次の者 約2,000名

ア 教育関係

① スクールソーシャルワーカー

イ 福祉関係

② 児童相談所：児童福祉司、児童相談員、児童心理司、保健師、一時保護所職員

③ 市町村：児童家庭相談担当職員

④ 福祉事務所：生活保護担当職員、子ども支援担当職員

⑤ 生活困窮者自立相談支援実施機関：相談支援員

⑥ 児童養護施設：児童指導員、保育士、看護師、心理士

⑦ 乳児院：児童指導員、保育士、看護師、心理士

⑧ 母子生活支援施設：母子指導員、少年指導員、保育士

⑨ 児童自立支援施設：児童自立支援専門員、児童生活指導員、心理士

⑩ 児童心理治療施設：児童指導員、保育士、心理士

(3) 調査方法

「e-かなネットアンケート」を利用し、インターネット上で回答

※ 対象者の所属する機関に対し調査の周知協力を依頼、回答は任意

(4) 回答件数

303件

(5) 調査実施主体

神奈川県県民局次世代育成部子ども支援課

(6) 主な質問項目

貧困の状況にある子どもの状態について、貧困の状況にある子どもや親に対する支援について、貧困の世代間の連鎖を断ち切るための対策について

3 調査結果の概要

I 回答者の属性 (303名)

- ◆ 所属所管地域（複数にまたがる場合はすべて選択）
 - ・横浜市 127名、川崎市 58名、相模原市 25名、横須賀市 11名、平塚市 17名、鎌倉市 24名、藤沢市 17名、小田原市 22名、茅ヶ崎市 12名、逗子市 18名、三浦市 15名、秦野市 13名、厚木市 20名、大和市 26名、伊勢原市 14名、海老名市 15名、座間市 16名、南足柄市 11名、綾瀬市 20名、葉山町 16名、寒川町 12名、大磯町 15名、二宮町 13名、中井町 13名、大井町 14名、松田町 13名、山北町 14名、開成町 14名、箱根町 21名、真鶴町 21名、湯河原町 25名、愛川町 15名、清川村 14名
- ◆ 所属機関
 - ・スクールソーシャルワーカー 30名
児童相談所：児童福祉司、児童相談員、児童心理司、保健師 48名
市町村：児童家庭相談担当職員 16名
福祉事務所：生活保護担当職員、子ども支援担当職員 62名
生活困窮者自立相談支援実施機関：相談支援員 15名
児童養護施設：児童指導員、保育士、看護師、心理士 27名
乳児院：児童指導員、保育士、看護師、心理士 47名
母子生活支援施設：母子指導員、少年指導員、保育士 27名
児童自立支援施設：児童自立支援専門員、児童生活指導員、心理士 6名
児童心理治療施設：児童指導員、保育士、心理士 25名

II 貧困の状況にある子どもの状態について

- ◆ 気になった状態（あてはまるものをすべて選択）として、「住居が子どもの育つ環境として適切でない」（65.7%）、「十分な教育を受けられていない」（61.4%）、「体や髪が清潔に保たれていない」（59.1%）、「食事を十分にとれていない」（56.8%）、「現在抱えると思われる困難（3つの選択）として、「心身の発達に必要な生活習慣や食事の提供がされていない」（55.8%）と、子どもの育ちに必要環境や教育の充足に関する回答が、それぞれ5割を超えている。
- ◆ 過去の経験（3つの選択）として、「学校の授業についていけない」（68.6%）、「ひきこもりや不登校など学校になじめない」（65.7%）と、学校での生活でつまずいた経験をしていることが多いと感じる回答が、それぞれ6割を超えている。
- ◆ 家庭や親が多く抱える困難（3つの選択）として、「親自身が経済的困窮や複雑な家庭環境で育った」（57.4%）、「精神的に不安定な状態にある（障害がある又は健康上の問題を抱えている以外）」（56.4%）と感じる回答が、それぞれ5割を超えている。

III 貧困の状況にある子どもや親に対する支援について

- ◆ 現状を改善するために拡充すべきと思う支援（3つの選択）は、子どもに対しては、「進学・就労へ継続的な相談窓口や経済的支援」（51.5%）、「学校や家庭以外での学習支援」（48.8%）、「学校や家庭以外での食を伴う居場所の提供（子ども食堂など）」が42.2%の順に必要とする回答が多かった。一方、親に対しては、「世帯への訪問による困窮の早期発見や生活支援」（65.7%）、「就労の支援」（60.1%）、「気軽に相談できる人や窓口」（55.8%）の順

に拡充すべきとする回答が多かった。

- ◆ 支援にあたって、特に困難だと感じていること（3つの選択）は、「複雑な問題が絡み合っており、1つの機関だけでは対応できないこと」が67.7%で最も多く、次いで「保護者と接触すること、または信頼関係づくり」が59.1%であった。
- ◆ 子どもの貧困は、世代を超えて連鎖すると思うかについて、「そう思う」（58.1%）「ある程度連鎖すると思う」（36.6%）と考える回答が、あわせて9割を超えている。
- ◆ 支援を行う上で、よく紹介したり連携する部署・機関等（あてはまるものをすべて選択）は、「児童相談所」が65.0%で最も多く、次いで「市町村 児童家庭相談担当課」が49.8%、「小学校」が43.6%であった。回答者の所属機関別の主な連携先では、「施設職員」は「児童相談所」（90.2%）、「児童相談所職員」は「（保健）福祉事務所」（75.0%）、「スクールソーシャルワーカー」は「市町村 児童家庭相談担当課」（70.0%）の割合が高かった。
- ◆ 連携がしにくいと感じている部署・機関等（あてはまるものをすべて選択）は、「特になし」が43.2%で最も多く、次いで「児童相談所」が19.8%、「中学校」「小学校」「高等学校」がそれぞれ17.5%、17.2%、14.9%。回答者の所属機関別でみると、「児童相談所職員」（47.9%）及び「施設職員」（55.3%）の「特になし」と回答した割合が最も多い。「スクールソーシャルワーカー」は「児童相談所」（40.0%）、「生活困窮者自立支援実施機関職員」は「中学校」（46.7%）、「福祉事務所職員」は「小学校」（37.1%）及び「中学校」（37.1%）の割合が高いなどとなっている。
- ◆ 連携が必要と考えている又は連携したい部署・機関等（あてはまるものをすべて選択）は、「児童相談所」が61.4%で最も多く、次いで「小学校」「中学校」が60.4%であった。回答者の所属機関別でみると、「市町村 児童家庭相談担当職員」は「小学校」（87.5%）、「スクールソーシャルワーカー」は「児童相談所」（86.7%）及び「市町村 児童家庭相談担当課」（83.3%）の割合が高かった。
- ◆ 他の機関との連携における課題（あてはまるものをすべて選択）は、「連携する機関との情報の共有化」が54.8%で最も多く、次いで「他の機関とのネットワークが確立されていないこと」が42.6%、「複数の機関が連携して関わることについて、親の理解・協力を得るのが難しいこと」が36.3%であった。回答者の所属機関別でみると、回答の割合が高かった「連携する機関との情報の共有化」が課題と回答する割合は、「スクールソーシャルワーカー」は66.7%、「生活困窮者自立相談支援実施機関職員」は60.0%、「施設職員」は56.8%と、これら以外の全ての機関においても「連携する機関との情報の共有化」は、課題として最も高い割合で回答されている。

IV 貧困の世代間の連鎖を断ち切るための対策について（自由記入）

- ◆ 教育支援の分野の対策
 - ・ 生活保護世帯及び就学援助対象世帯に対する学習支援事業の必須化
 - ・ 高等教育の学費の無償化はもちろんだが、それに関わる教科書代などの費用も無償にすること。塾の費用も援助が必要に思う。
 - ・ 地域の小中学校での対象児童の早期発見
- ◆ 生活支援の分野の対策
 - ・ 介護保険の生活支援のように、低所得世帯や生活保護受給世帯に対するヘルパー派遣等の利用（無償）

- ・ 基本的な家事、お金の使い方、生活習慣を身に付ける支援をすることで連鎖から開放されるのではないか。
 - ・ 食料品の現物支給や、家事育児支援。宅配弁当サービスの支給。子ども食堂（日にち限定、不定期ではなく、毎日、朝夕）実施。
- ◆ 親の就労支援の分野の対策
- ・ 就労分野だけを切り離しても成果は得られないと思う。生活を立て直すための支援と並行して、まずは現実的に就労が長期で継続可能な安定した状態と一緒にサポートしてくれる機関、人材が必要。
 - ・ 子の預かり先の確保
 - ・ 定期的にコンタクトを取り、情報の共有や相談、サポートを行うこと。
- ◆ 経済的支援の分野の対策
- ・ 福祉資金、生活資金等の貸付をしやすく。給付型奨学金を増やす。
 - ・ 教育費の家庭負担を軽減すること。
 - ・ 生活費のやりくりができない、適切にお金を使えない家庭があり、経済的な支援を増やすより、家計支援（指導）の制度が必要。
- ◆ 健康支援の分野の対策
- ・ 検診等へ必ず参加するような対策
 - ・ 医療保険にかかる費用の減免
 - ・ 必要な子どもをキャッチして食生活、衛生等の観念を育てる教育を行うことが必要。
- ◆ 地域づくりの分野の対策
- ・ 地域での見守りネットワーク作り
 - ・ 親に期待できなくても、地域で子どもの居場所があると良い。学習機会や食事を提供しながら、地域の大人がその子どもを心配し大切に関わっていることが子どもも感じられる場所が必要。
 - ・ 核家族が増えて、マンションが多く隣近所の付き合いも希薄な中で、地域の大人があたたかく子どもたちを見守るように交流が必要。
- ◆ 貧困の世代間の連鎖を断ち切る対策
- ・ 広域行政である県が行うことには限界がある。市町村レベルでの主体的取り組みに移行しなければ有効性はないと思う。
 - ・ 中学卒業後進学していない人や高校を中退した人など、10代の若者層に対する支援が不足しているのではないか。学習支援だけでなく、自立に向けた訓練や手に職をつけられる機会が必要と感じる。
 - ・ 妊娠期から継続して、医療、福祉、心理等が連携して切れ目ない支援をしていく。その際、連携をコーディネートし、イニシアチブをとる人物が必要。当事者は自分から支援を受けるエネルギーがない（生きる力がない）ことこそが問題。

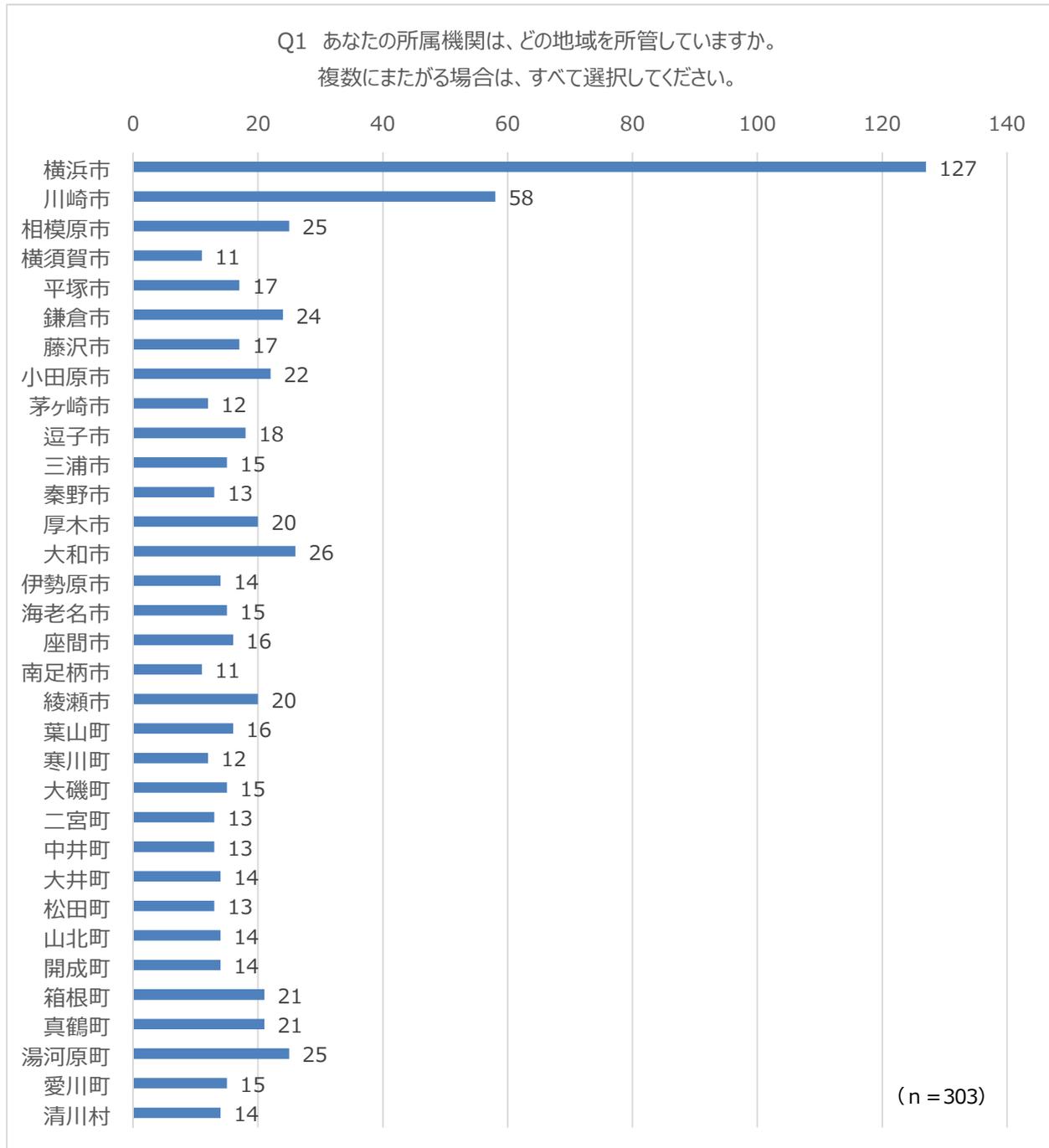
4 調査結果の詳細

次のとおり

I 回答者の属性

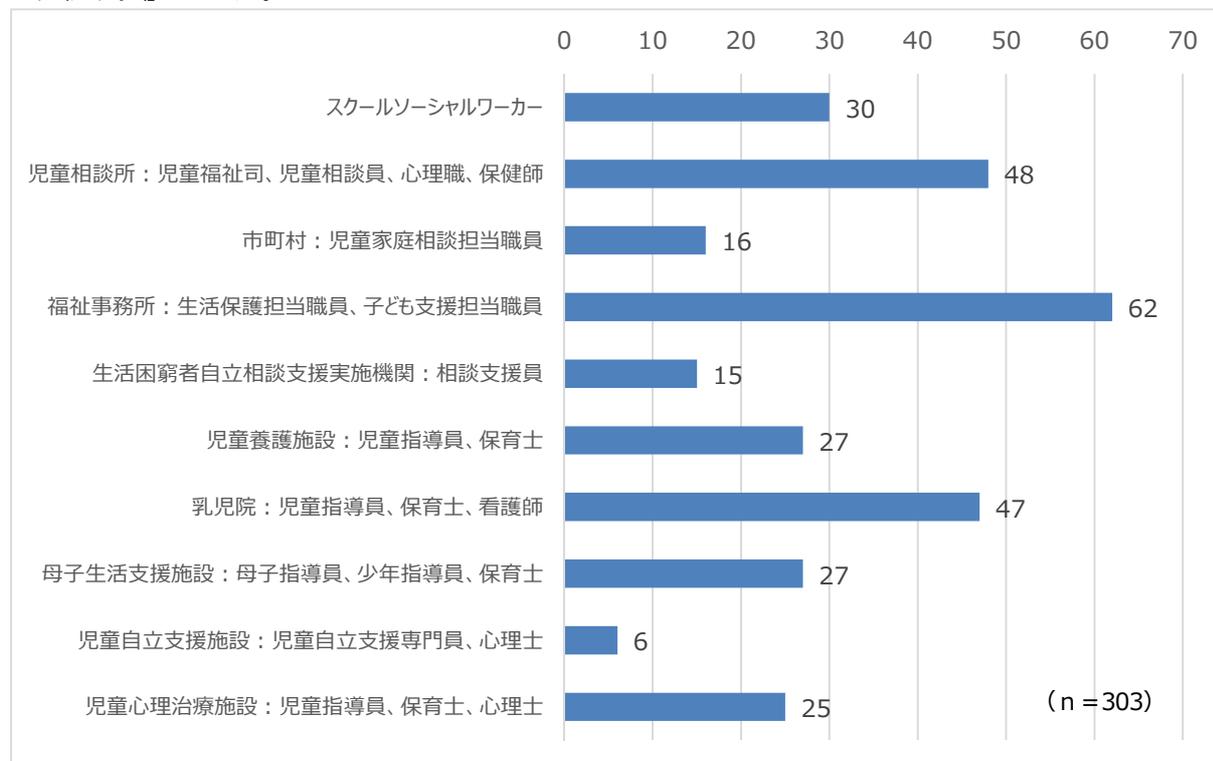
Q1. あなたの所属機関は、どの地域を所管していますか。複数にまたがる場合は、すべて選択してください。

回答者の所属機関の所管地域は、「横浜市」が127人で最も多く、次いで「川崎市」が58人、「大和市」が26人。



Q2. あなたはどのような立場で子どもの支援・相談に従事していますか。複数ある場合は、主なものを1つだけ選択してください。

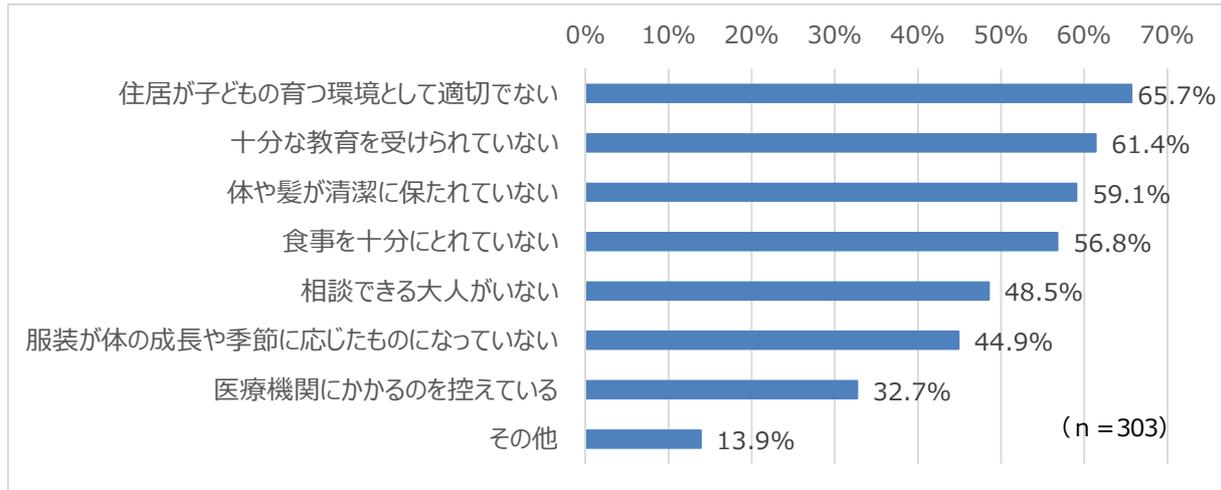
回答者の所属は、「福祉事務所職員」が62人で最も多く、次いで「児童相談所職員」が48人、「乳児院職員」が47人。



Ⅱ 貧困の状況にある子どもの状態について

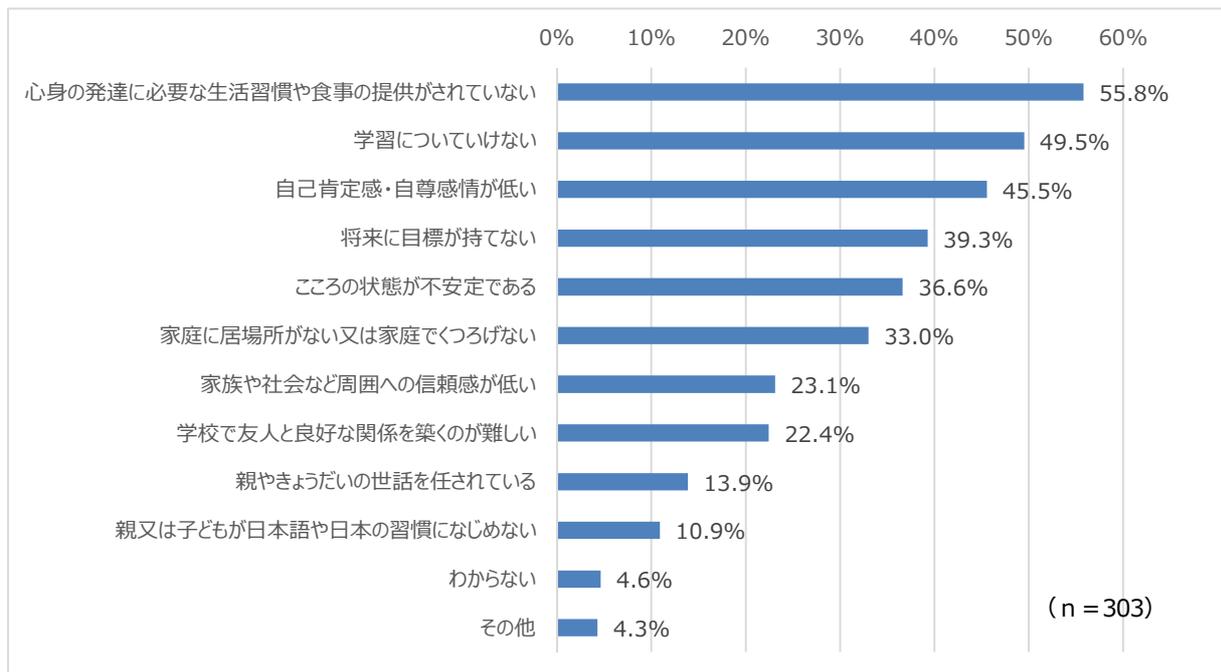
Q3. あなたが貧困の状況にある※と感じた子どもで、気になった状態は以下のどれですか。あてはまるものをすべて選択してください。※「貧困の状況にある」の判断は回答者に委ねられている。

貧困状況にあると感じた子どもで気になった状態は、「住居が子どもの育つ環境として適切でない」が65.7%で最も多く、次いで「十分な教育を受けられていない」が61.4%、「体や髪が清潔に保たれていない」が59.1%。



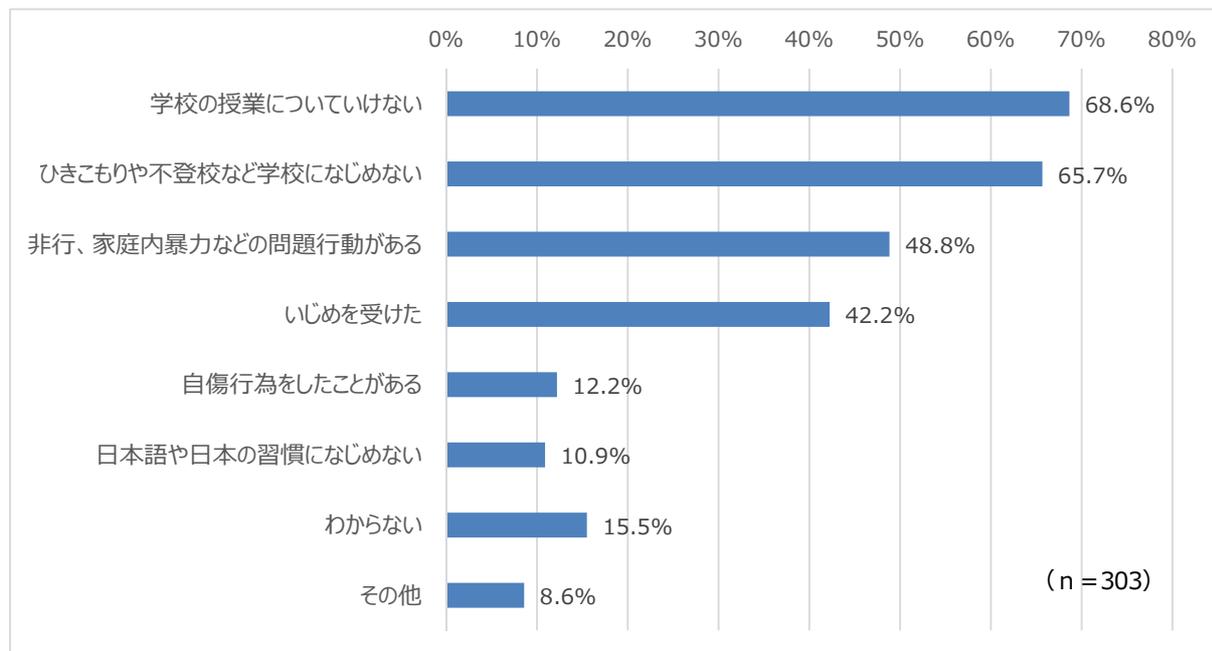
Q4. 貧困の状況にある子どもは、現在、どのような面で困難を抱えていることが多いと感じていますか。あてはまるものを3つ選択してください。

困難を抱えていることが多いと感じていることは、「心身の発達に必要な生活習慣や食事の提供がされていない」が55.8%で最も多く、次いで「学習についていけない」が49.5%、「自己肯定感・自尊感情が低い」が45.5%。



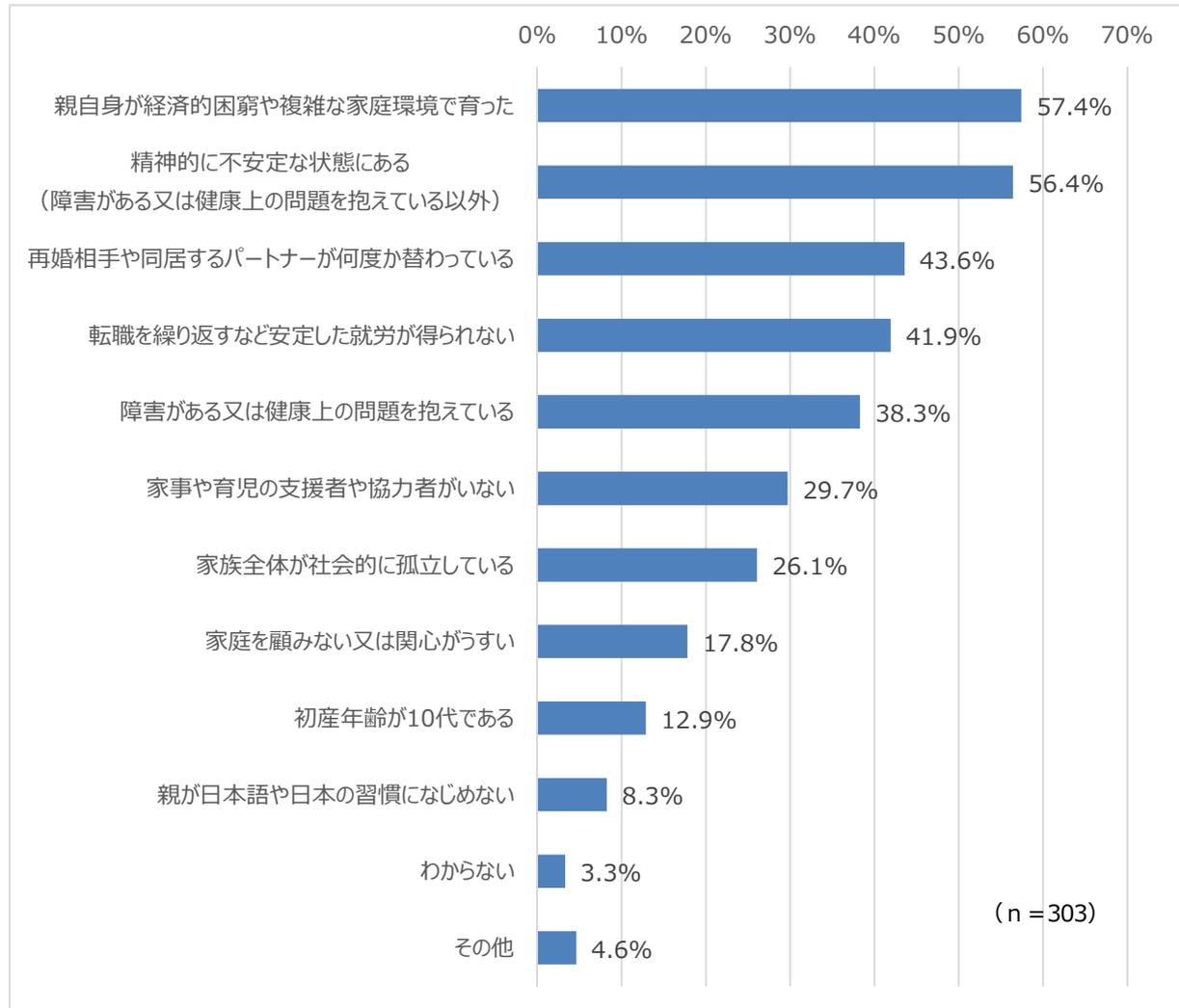
Q5. 貧困の状況にある子どもは、過去にどのような経験をしていることが多いと感じていますか。あてはまるものを3つ選択してください。

過去の経験で多いと感じていることは、「学校の授業についていけない」が68.6%で最も多く、次いで「ひきこもりや不登校など学校になじめない」が65.7%、「非行、家庭内暴力などの問題行動がある」が48.8%。



Q6. 貧困の状況にある子どもの家庭や親はどのような困難を抱えていることが多いと感じていますか。
 あてはまるものを3つ選択してください。

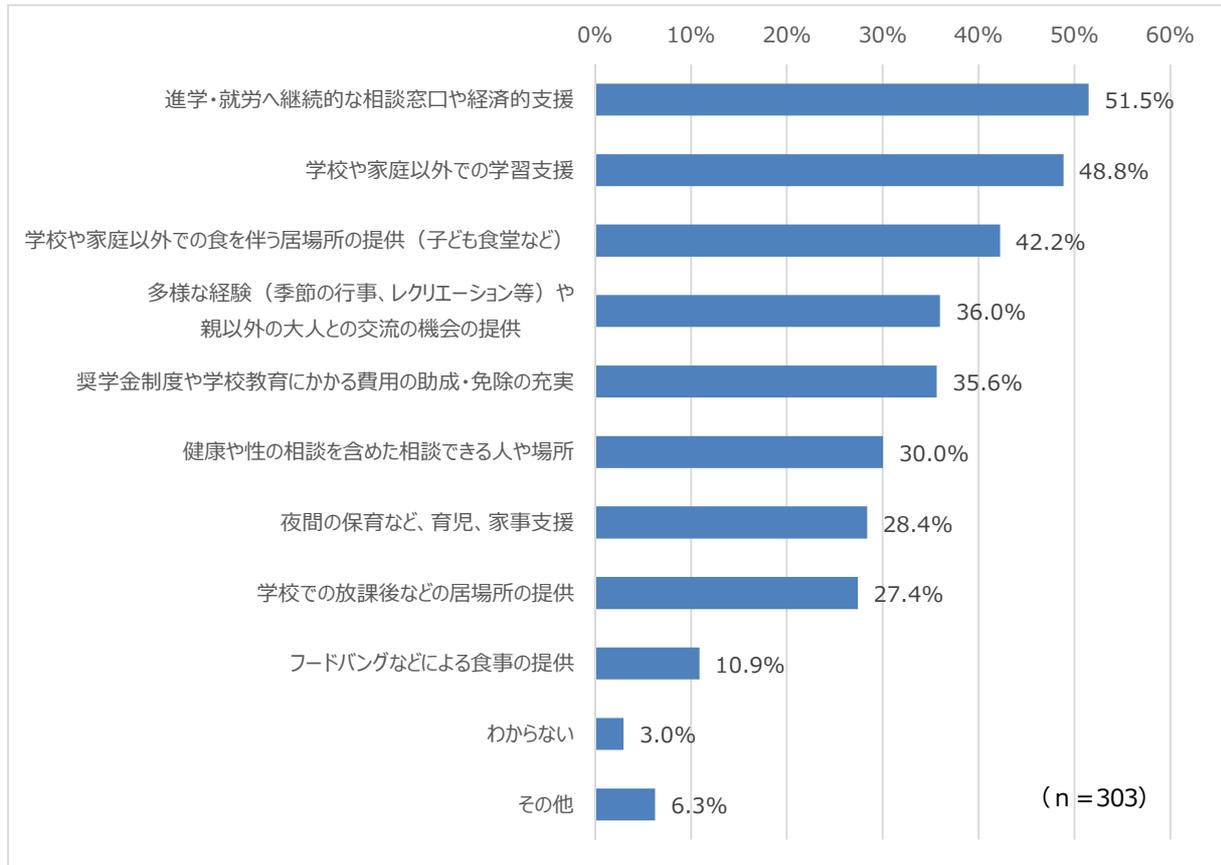
困難を抱えていることが多いと感じていることは、「親自身が経済的困窮や複雑な家庭環境で育った」が 57.4%で最も多く、次いで「精神的に不安定な状態にある（障害がある又は健康上の問題を抱えている以外）」が 56.4%、「再婚相手や同居するパートナーが何度か替わっている」が 43.6%。



Ⅲ 貧困の状況にある子どもや親に対する支援について

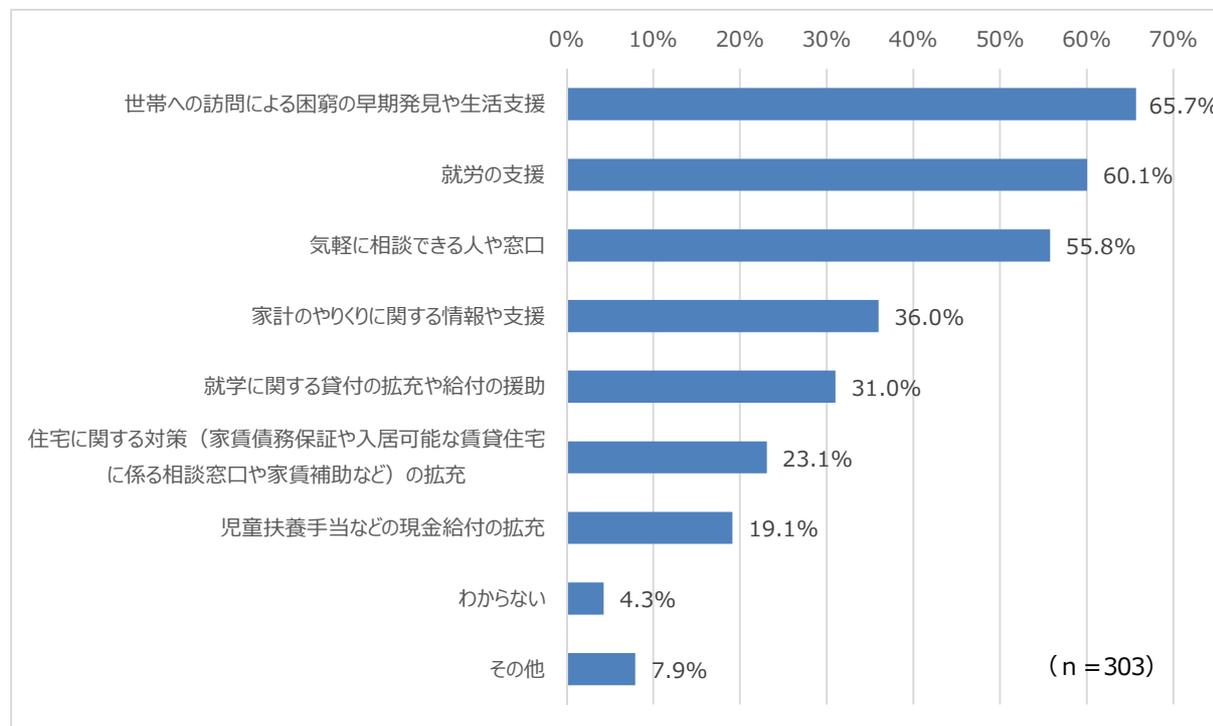
Q7. 貧困の状況にある子どもに対し、現状を改善するためにどのような支援を拡充すべきと思いますか。特に必要だと思うものを3つ選択してください。

子どもに対し、現状を改善するために拡充すべきと思う支援は、「進学・就労へ継続的な相談窓口や経済的支援」が51.5%で最も多く、次いで「学校や家庭以外での学習支援」が48.8%、「学校や家庭以外での食を伴う居場所の提供（子ども食堂など）」が42.2%。



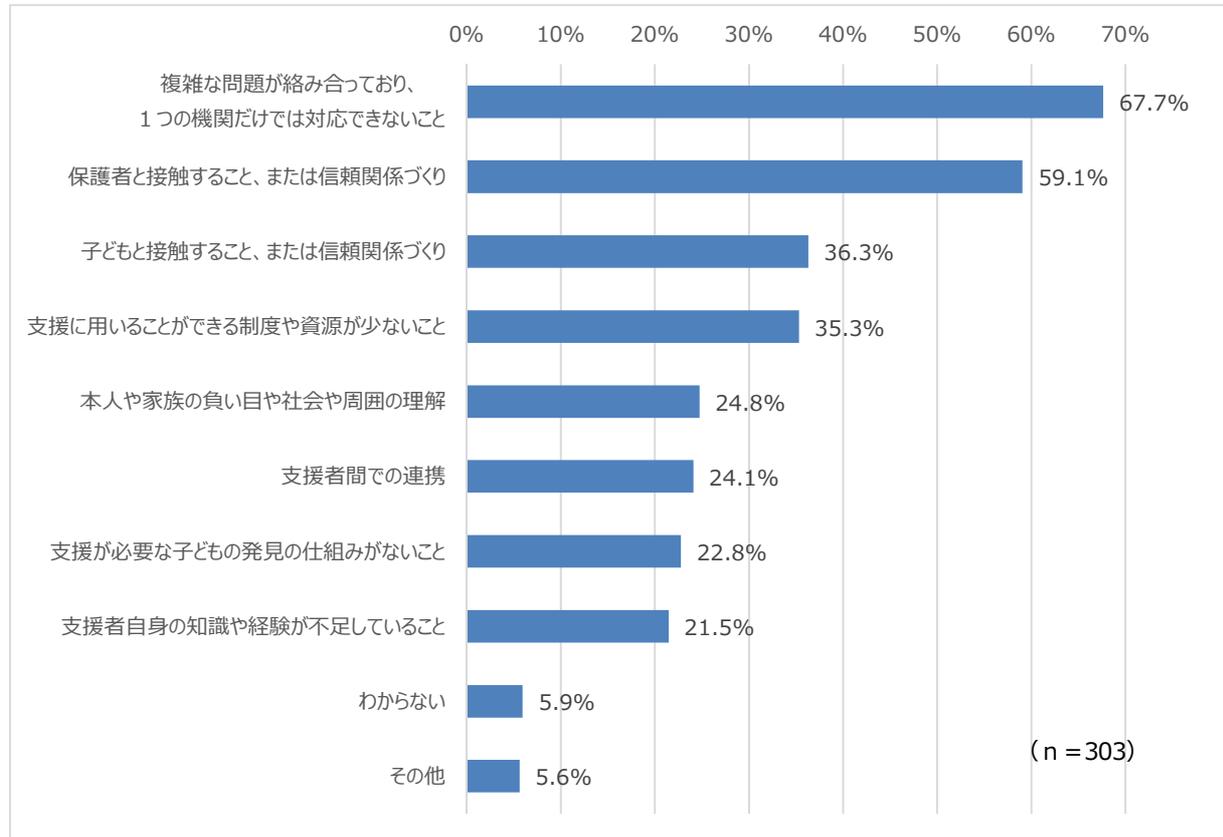
Q8. 貧困の状況にある子どもの親に対し、現状を改善するためにどのような支援を拡充すべきと思いますか。特に必要だと思うものを3つ選択してください。

親に対し、現状を改善するために拡充すべきと思う支援は、「世帯への訪問による困窮の早期発見や生活支援」が65.7%で最も多く、次いで「就労の支援」が60.1%、「気軽に相談できる人や窓口」が55.8%。



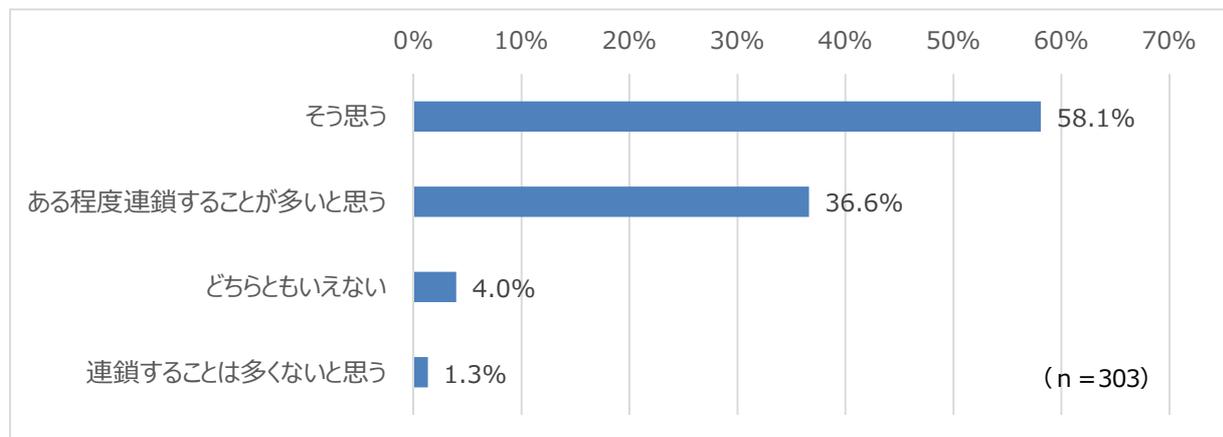
Q9. 貧困の状況にある子どもへの支援にあたって、どのような点が困難だと感じていますか。特に困難だと思うものを3つ選択してください。

支援にあたって、特に困難だと感じていることは、「複雑な問題が絡み合っており、1つの機関だけでは対応できないこと」が67.7%で最も多く、次いで「保護者と接触すること、または信頼関係づくり」が59.1%、「子どもと接触すること、または信頼関係づくり」が36.3%。



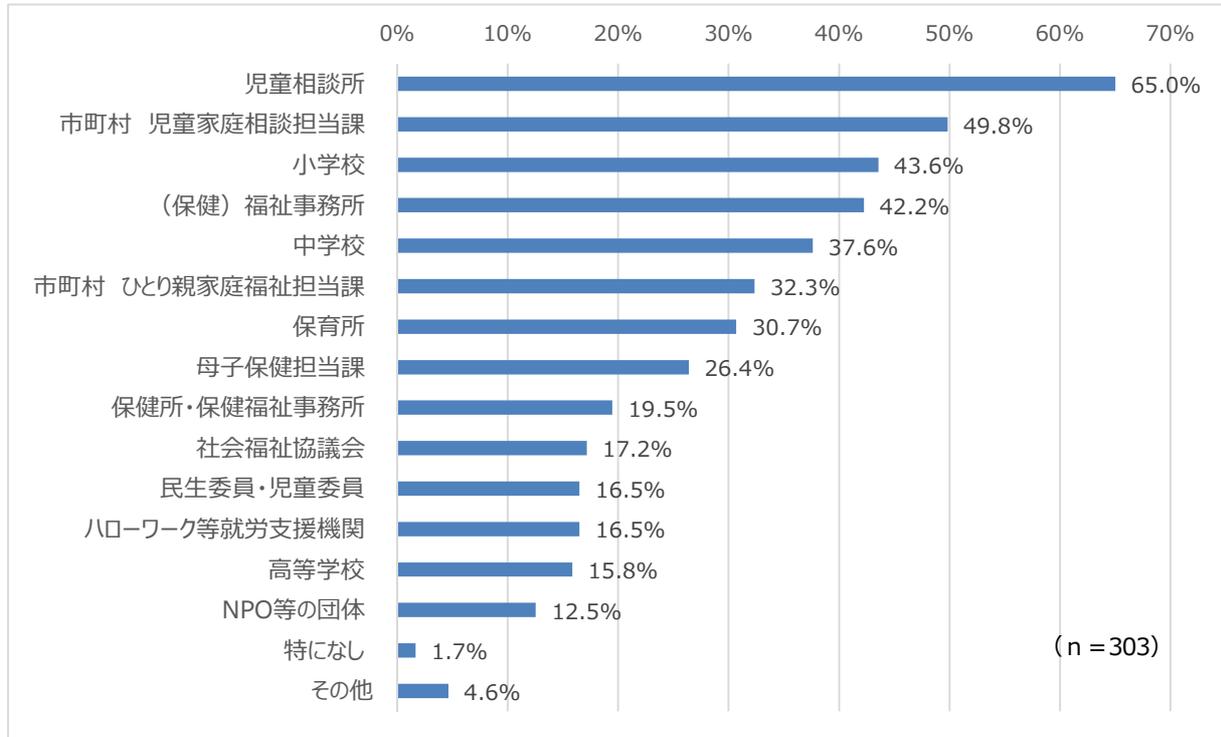
Q10. 子どもの貧困は、世代を超えて連鎖をすることが多いと思いますか。

世代を超えて連鎖をすることが多いと思うかについて、「そう思う」が58.1%で最も多く、次いで「ある程度連鎖をすることが多いと思う」が36.6%、「どちらともいえない」が4.0%。

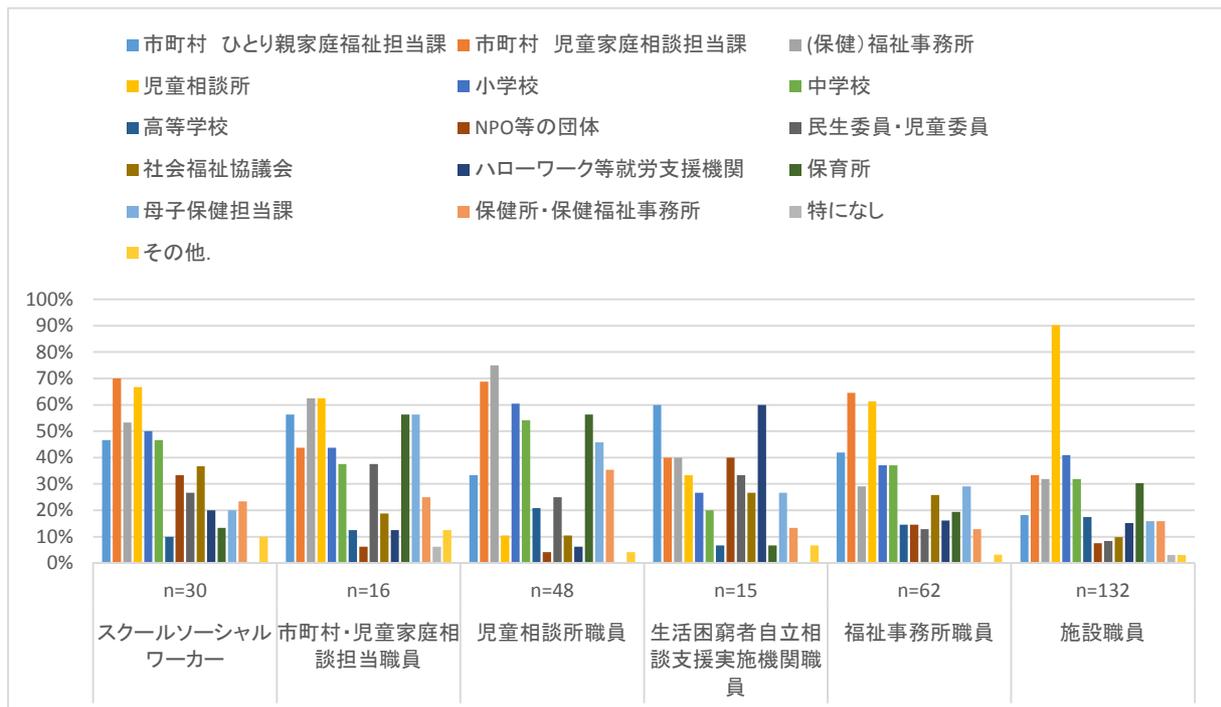


Q11. 支援を行う上で、よく紹介したり連携する部署・機関等はどこですか。あてはまるものをすべて選択してください。

よく紹介したり連携する部署・機関等は、「児童相談所」が 65.0%で最も多く、次いで「市町村 児童家庭相談担当課」が 49.8%、「小学校」が 43.6%。



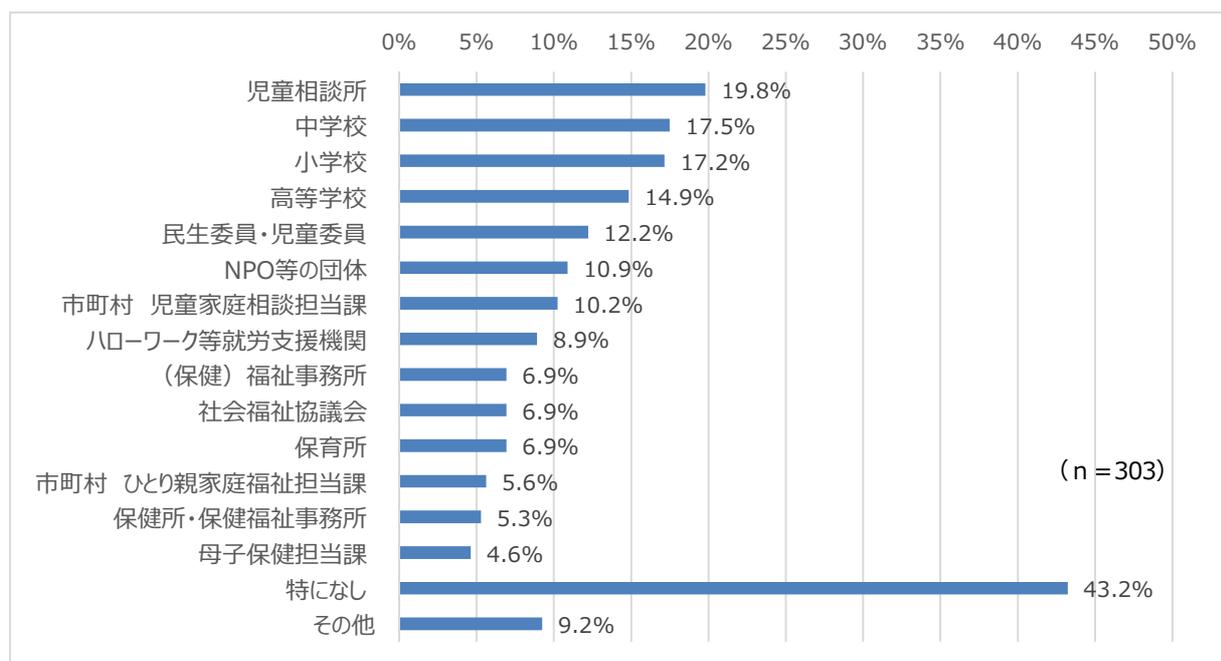
回答者の所属機関別で見ると、連携先として最も高い割合の回答があったのは、「施設職員」では「児童相談所」(90.2%)、「児童相談所職員」では「(保健) 福祉事務所」(75.0%)、「スクールソーシャルワーカー」では「市町村 児童家庭相談担当課」(70.0%) などとなっている。



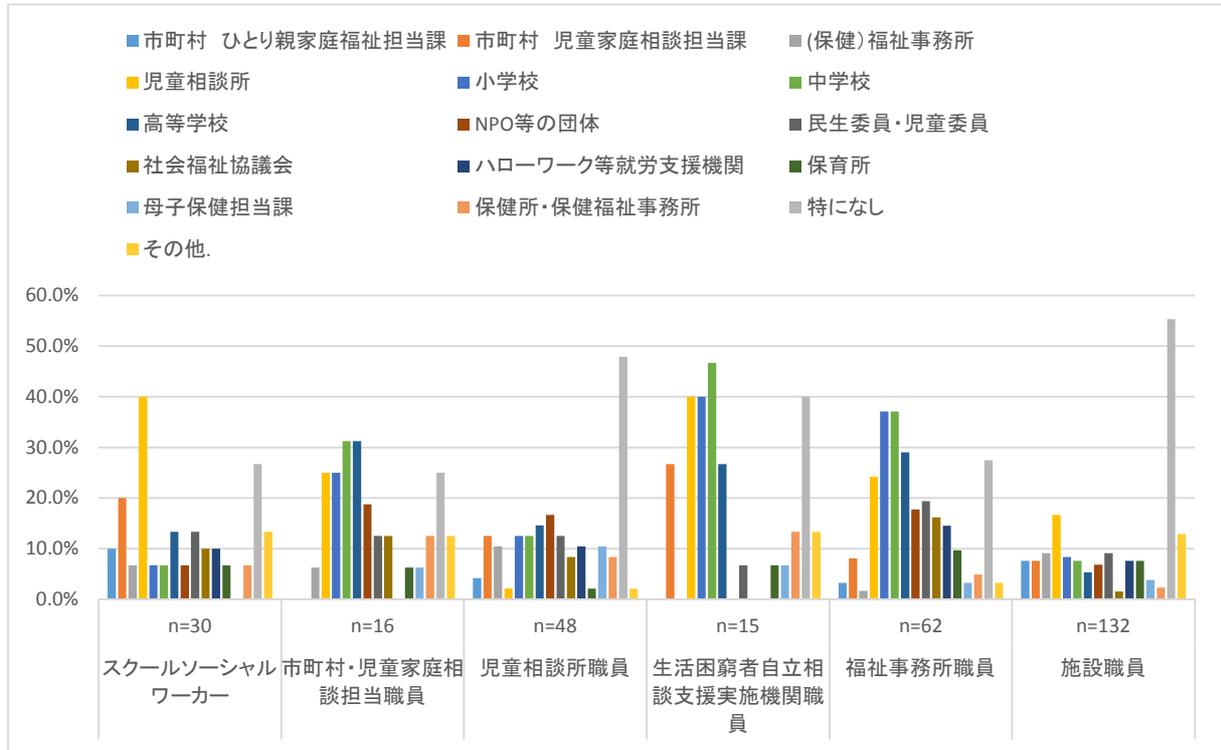
	市町村 ひとり親家庭福祉担当課	市町村 児童家庭相談担当課	(保健)福祉事務所	児童相談所	小学校	中学校	高等学校	NPO等の団体	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	ハローワーク等就労支援機関	保育所	母子保健担当課	保健所・保健福祉事務所	特になし	その他
スクールソーシャルワーカー	46.7%	70.0%	53.3%	66.7%	50.0%	46.7%	10.0%	33.3%	26.7%	36.7%	20.0%	13.3%	20.0%	23.3%	0.0%	10.0%
市町村・児童家庭相談担当職員	56.3%	43.8%	62.5%	62.5%	43.8%	37.5%	12.5%	6.3%	37.5%	18.8%	12.5%	56.3%	56.3%	25.0%	6.3%	12.5%
児童相談所職員	33.3%	68.8%	75.0%	10.4%	60.4%	54.2%	20.8%	4.2%	25.0%	10.4%	6.3%	56.3%	45.8%	35.4%	0.0%	4.2%
生活困窮者自立相談支援実施機関職員	60.0%	40.0%	40.0%	33.3%	26.7%	20.0%	6.7%	40.0%	33.3%	26.7%	60.0%	6.7%	26.7%	13.3%	0.0%	6.7%
福祉事務所職員	41.9%	64.5%	29.0%	61.3%	37.1%	37.1%	14.5%	14.5%	12.9%	25.8%	16.1%	19.4%	29.0%	12.9%	0.0%	3.2%
施設職員	18.2%	33.3%	31.8%	90.2%	40.9%	31.8%	17.4%	7.6%	8.3%	9.8%	15.2%	30.3%	15.9%	15.9%	3.0%	3.0%

Q12. 支援を行う上で、連携がしにくいと感じている部署・機関等はどこですか。あてはまるものすべてを選択してください。

連携がしにくいと感じている部署・機関等は、「特になし」が43.2%で最も多く、次いで「児童相談所」が19.8%、「中学校」「小学校」「高等学校」がそれぞれ17.5%、17.2%、14.9%。



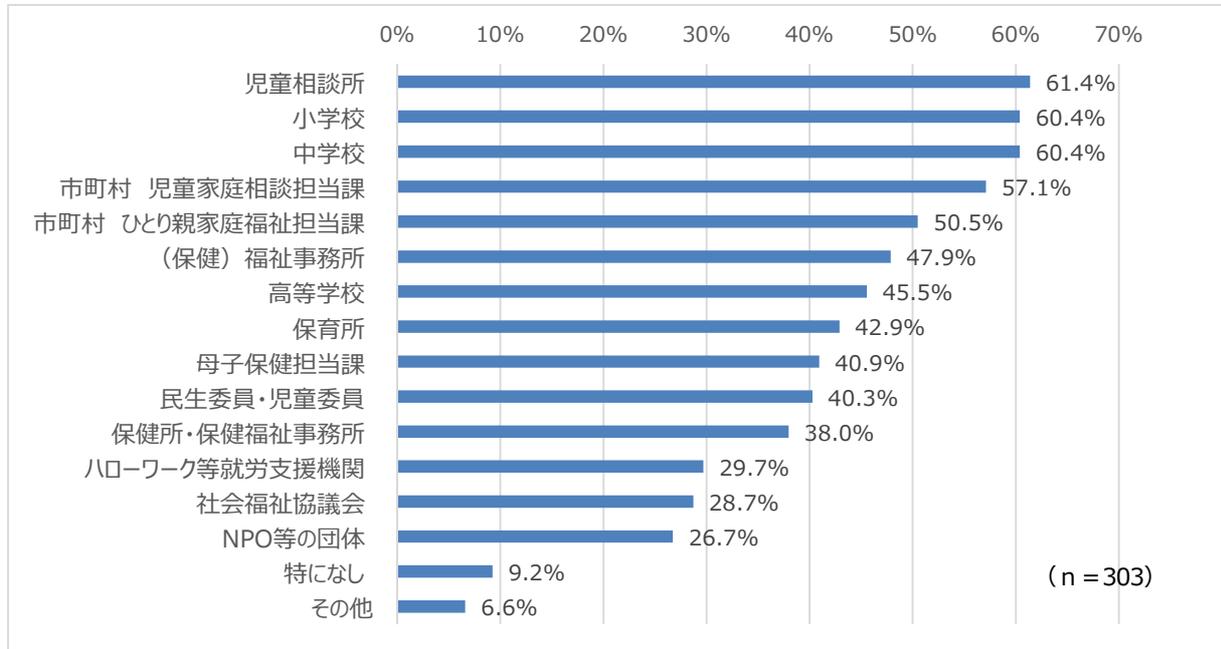
回答者の所属機関別でみると、連携がしにくいと感じている部署・機関等として、「児童相談所職員」（47.9%）及び「施設職員」（55.3%）は「特になし」と回答した割合が最も多い。「スクールソーシャルワーカー」は「児童相談所」（40.0%）、「生活困窮者自立支援実施機関職員」は「中学校」（46.7%）、「福祉事務所職員」は「小学校」（37.1%）及び「中学校」（37.1%）の割合が高いなどとなっている。



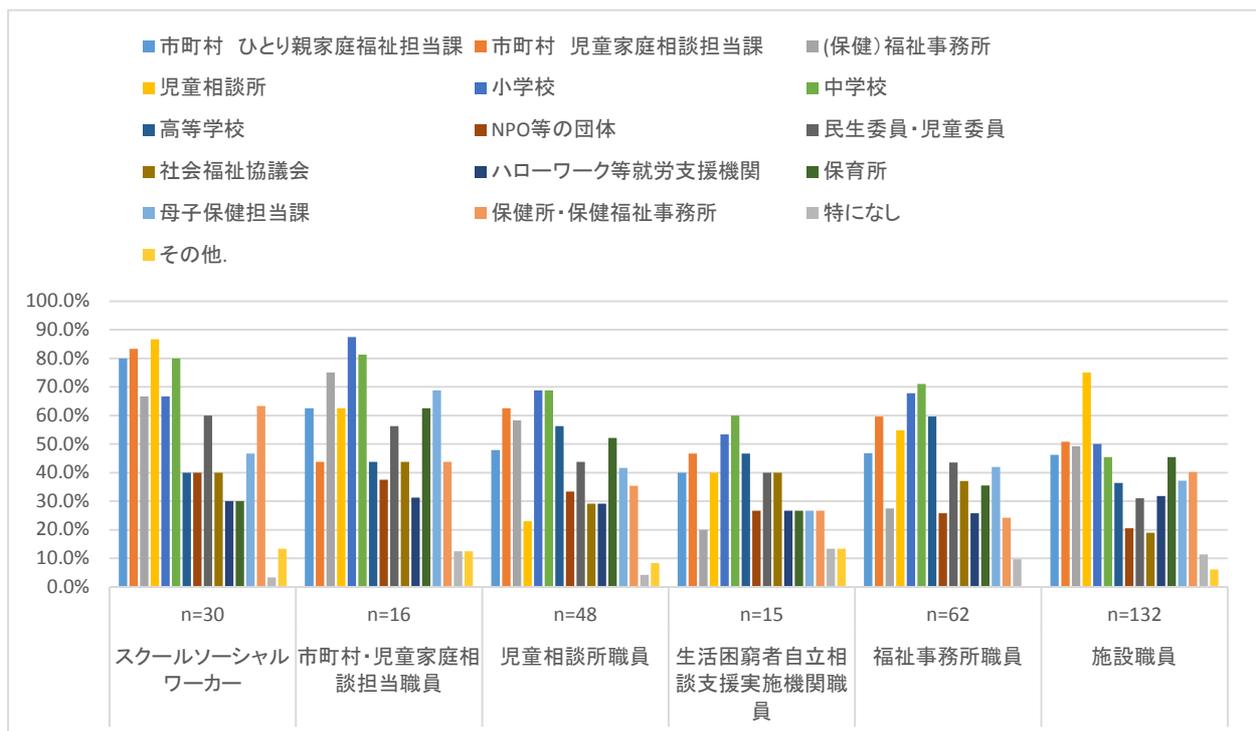
	市町村 ひとり親家庭福祉担当課	市町村 児童家庭相談担当課	(保健)福祉事務所	児童相談所	小学校	中学校	高等学校	NPO等の団体	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	ハローワーク等就労支援機関	保育所	母子保健担当課	保健所・保健福祉事務所	特になし	その他
スクールソーシャルワーカー	10.0%	20.0%	6.7%	40.0%	6.7%	6.7%	13.3%	6.7%	13.3%	10.0%	10.0%	6.7%	0.0%	6.7%	26.7%	13.3%
市町村・児童家庭相談担当職員	0.0%	0.0%	6.3%	25.0%	25.0%	31.3%	31.3%	18.8%	12.5%	12.5%	0.0%	6.3%	6.3%	12.5%	25.0%	12.5%
児童相談所職員	4.2%	12.5%	10.4%	2.1%	12.5%	12.5%	14.6%	16.7%	12.5%	8.3%	10.4%	2.1%	10.4%	8.3%	47.9%	2.1%
生活困窮者自立支援実施機関職員	0.0%	26.7%	0.0%	40.0%	40.0%	46.7%	26.7%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%	13.3%	40.0%	13.3%
福祉事務所職員	3.2%	8.1%	1.6%	24.2%	37.1%	37.1%	29.0%	17.7%	19.4%	16.1%	14.5%	9.7%	3.2%	4.8%	27.4%	3.2%
施設職員	7.6%	7.6%	9.1%	16.7%	8.3%	7.6%	5.3%	6.8%	9.1%	1.5%	7.6%	7.6%	3.8%	2.3%	55.3%	12.9%

Q13. 支援を行うにあたって、連携が必要と考えている又は連携したい部署・機関等はどこですか。あてはまるものをすべて選択してください。

連携が必要と考えている又は連携したい部署・機関等は、「児童相談所」が61.4%で最も多く、次いで「小学校」「中学校」が60.4%。



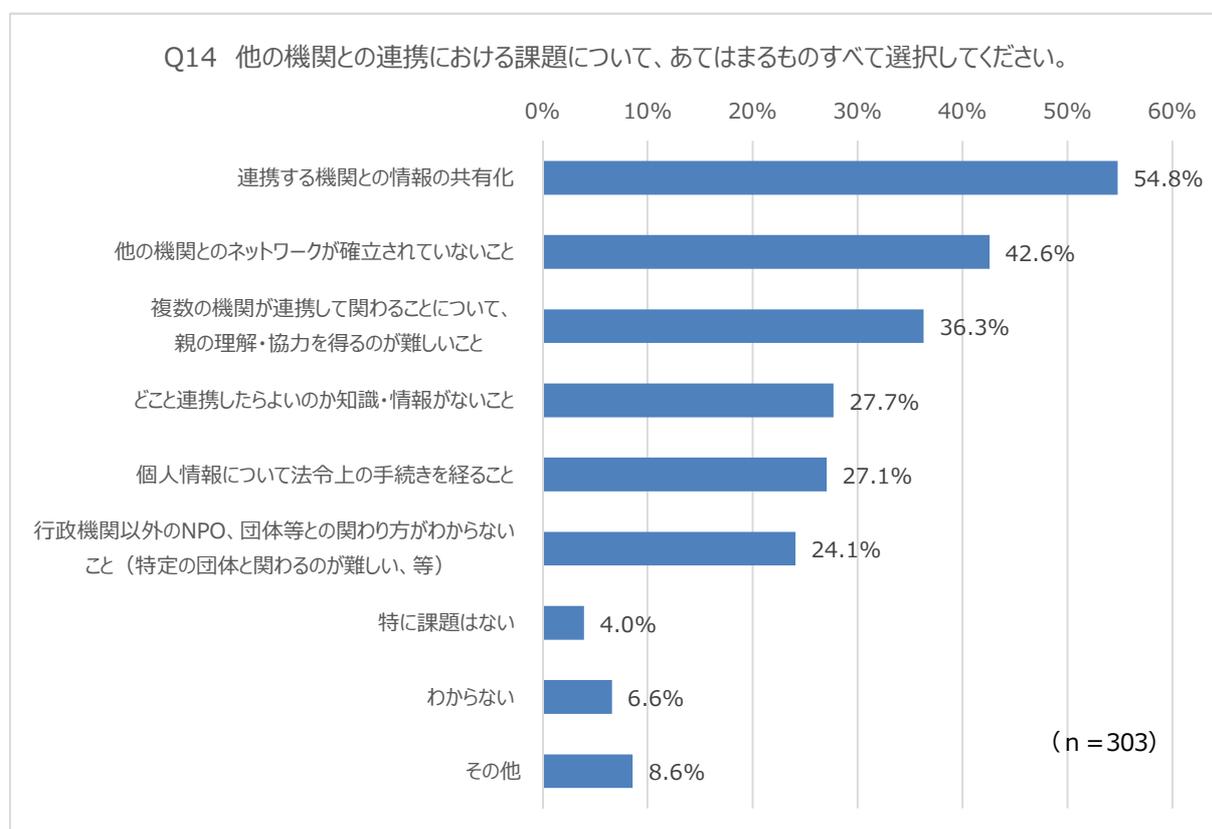
回答者の所属機関別でみると、連携が必要だと考えている又は連携したい部署・機関等として、最も割合が高いのは、「スクールソーシャルワーカー」は「児童相談所」(86.7%)、「市町村 児童家庭相談担当職員」は「小学校」(87.5%)及び「市町村 児童家庭相談担当課」(83.3%)の割合が高いなどとなっている。



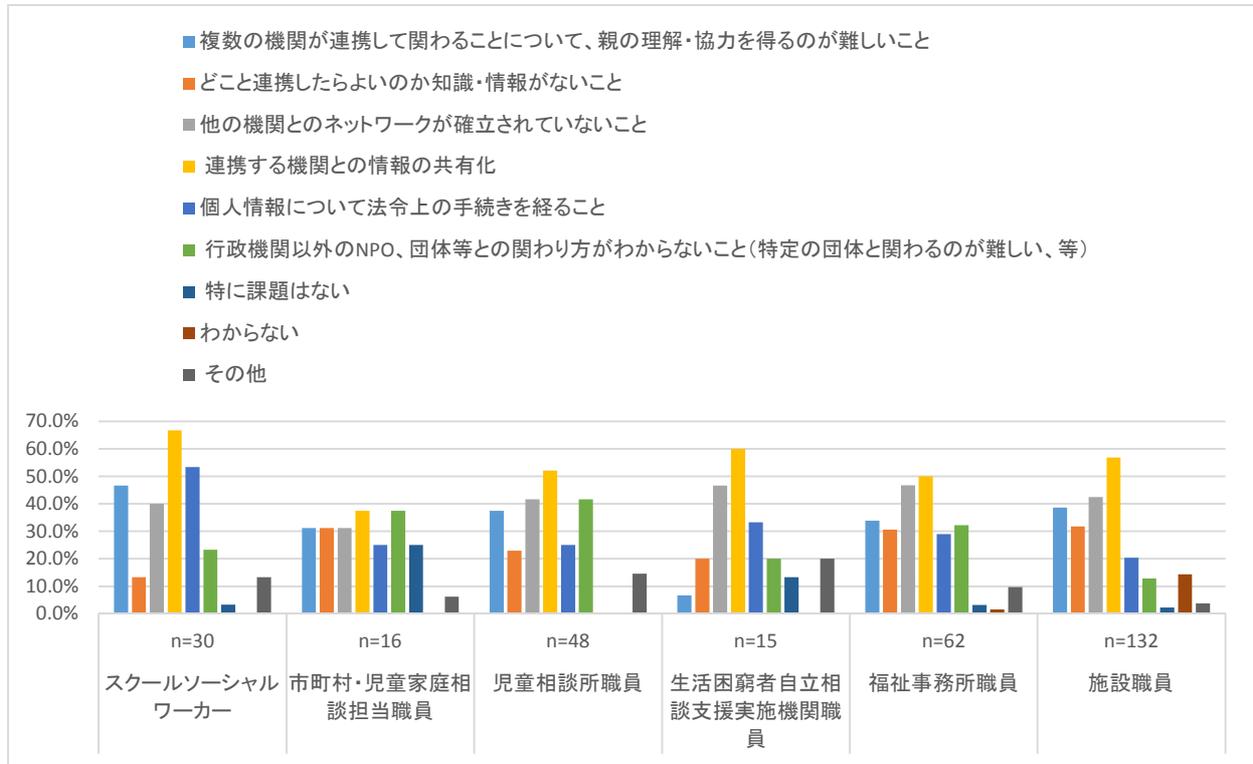
	市町村 ひとり親家庭福祉担当課	市町村 児童家庭相談担当課	(保健)福祉事務所	児童相談所	小学校	中学校	高等学校	その他等の団体	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	ハローワーク等就業支援機関	保育所	母子保健担当課	保健所・保健福祉事務所	特になし	その他
スクールソーシャルワーカー	80.0%	83.3%	66.7%	86.7%	66.7%	80.0%	40.0%	40.0%	60.0%	40.0%	30.0%	30.0%	46.7%	63.3%	3.3%	13.3%
市町村・児童家庭相談担当職員	62.5%	43.8%	75.0%	62.5%	87.5%	81.3%	43.8%	37.5%	56.3%	43.8%	31.3%	62.5%	68.8%	43.8%	12.5%	12.5%
児童相談所職員	47.9%	62.5%	58.3%	22.9%	68.8%	68.8%	56.3%	33.3%	43.8%	29.2%	29.2%	52.1%	41.7%	35.4%	4.2%	8.3%
生活困窮者自立相談支援実施機関職員	40.0%	46.7%	20.0%	40.0%	53.3%	60.0%	46.7%	26.7%	40.0%	40.0%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	13.3%	13.3%
福祉事務所職員	46.8%	59.7%	27.4%	54.8%	67.7%	71.0%	59.7%	25.8%	43.5%	37.1%	25.8%	35.5%	41.9%	24.2%	9.7%	0.0%
施設職員	46.2%	50.8%	49.2%	75.0%	50.0%	45.5%	36.4%	20.5%	31.1%	18.9%	31.8%	45.5%	37.1%	40.2%	11.4%	6.1%

Q14. 他の機関との連携における課題について、あてはまるものすべて選択してください。

他の機関との連携における課題は、「連携する機関との情報の共有化」が 54.8%で最も多く、次いで「他の機関とのネットワークが確立されていないこと」が 42.6%、「複数の機関が連携して関わることについて、親の理解・協力を得るのが難しいこと」が 36.3%。



回答者の所属機関別でみると、「連携する機関との情報の共有化」が課題と回答している割合は、「スクールソーシャルワーカー」は 66.7%、「生活困窮者自立相談支援実施機関職員」は 60.0%、「施設職員」は 56.8%などとなっている。全ての機関においても「連携する機関との情報の共有化」は、最も割合が高くなっている。



	複数の機関が連携して関わることについて、親の理解・協力を得るのが難しいこと	どこと連携したらよいか知識・情報がないこと	他の機関とのネットワークが確立されていないこと	連携する機関との情報の共有化	個人情報について法令上の手続きを経ること	行政機関以外のNPO、団体等との関わり方がわからないこと(特定の団体と関わるのが難しい、等)	特に課題はない	わからない	その他
スクールソーシャルワーカー	46.7%	13.3%	40.0%	66.7%	53.3%	23.3%	3.3%	0.0%	13.3%
市町村・児童家庭相談担当職員	31.3%	31.3%	31.3%	37.5%	25.0%	37.5%	25.0%	0.0%	6.3%
児童相談所職員	37.5%	22.9%	41.7%	52.1%	25.0%	41.7%	0.0%	0.0%	14.6%
生活困窮者自立相談支援実施機関職員	6.7%	20.0%	46.7%	60.0%	33.3%	20.0%	13.3%	0.0%	20.0%
福祉事務所職員	33.9%	30.6%	46.8%	50.0%	29.0%	32.3%	3.2%	1.6%	9.7%
施設職員	38.6%	31.8%	42.4%	56.8%	20.5%	12.9%	2.3%	14.4%	3.8%

Q15. 他の行政機関や NPO 等の団体と連携したことで良い結果が得られたと思われる事例があれば、連携先と連携内容を差支えない範囲で具体的にご記入ください。 ※ () 内は回答者区分

記入件数は74件で、アンケート回答303件の24.4%。主な意見は次のとおり。

(1) 生活困窮者自立相談支援機関との連携に関するもの

- ご両親とも障害を抱えているケースで、父の退職に伴い経済状態が悪化したケース。スクールカウンセラーが母からその状況を聞き取り、スクールソーシャルワーカーにつなぎ、スクールソーシャルワーカーが生活困窮者自立相談支援機関へ同行。継続的に家計のやりくりなども含めて関わられた。(スクールソーシャルワーカー)
- かながわライフサポート事業を進めている社会福祉法人と連携し世帯全体の支援を行い、子供(高校)の生活環境が安定し、子供自身が社会に繋がるきっかけができた。(生活困窮者自立相談支援実施機関：相談支援員)

(2) NPOとの連携に関するもの

- 児童福祉施設出身者のためのアフターサービスを実施している NPO と協力し、児童の自立を見届けることができた。具体的には入所中に見学し、つなぎをし、その後は適宜情報交換をし、時には同行訪問等を行った。(児童自立支援施設：児童自立支援専門員)
- 外国籍の母子世帯の支援で外国人女性の支援をする NPO と連携。DV 被害を受けた実母への支援、子どもへの学習支援、フードバンクにつなげる等を行った。(児童相談所：児童福祉司)

(3) 学習支援・こども食堂との連携に関するもの

- 学生団体による子どもの居場所や学習支援教室、子ども食堂へつないだ中・高校生は、学生が良いモデルとなりえたと感じている。(福祉事務所：子ども支援担当職員)
- ネグレクト傾向のある児童とその保護者を民間で実施しているこども食堂の利用につなげたこと。(福祉事務所：子ども支援担当職員)

(4) 子育て支援機関との連携に関するもの

- 放課後等デイサービス事業所と連携し、要保護児童の障害理解を保護者に促していただいたり入院を勧めていただいたり、保護者の対応を担っていただいた。(児童相談所：児童福祉司)

(5) 多機関連携に関するもの

- 経済的な搾取にあっている子の障害者グループホームへの入居支援を町、学校、相談支援事業所、NPO(グループホーム運営主体)と連携してスムーズに行なった。(福祉事務所：生活保護担当職員)
- 中学で不登校となった子どもへの高校受験に向けた取組み。学校・学習支援事業所・相談支援機関でそれぞれの役割を確認し連携を取り、結果、公立高校(定時)へ合格し、現在は欠席もなく通学しており継続して学習支援事業所を利用。(生活困窮者自立相談支援実施機関：相談支援員)

Ⅳ 貧困の世代間の連鎖を断ち切るための対策について

Q16. あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、教育支援の分野では、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は209件で、アンケート回答303件の69.0%。主な意見は次のとおり。

(1) 学習支援に関するもの

(学校以外)

- 生活保護世帯及び就学援助対象世帯に対する学習支援事業の必須化。
- 学校以外の場所における学習支援の充実。生活保護法、生活困窮法以外の子でも参加できる施策。(学校での個別支援)
- 学習の遅れのある子どもには個々に時間を作ったり補習できる時間を学校が作ってくれれば良いと思う。家庭ではできないことが多い。

(2) 経済的支援に関するもの

- 高等教育の学費の無償化はもちろんだが、それに関わる教科書代などの費用も無償にすること。塾の費用も援助が必要に思う。
- ネグレクトや親に養育能力がないと、子どもが授業に必要なものを準備できない場合が多い。その際には小学校で必要に応じて支給できる制度があれば良いと思う。
- 金銭的に進学を諦めるケースには、金銭的支援が必要。また、それ以前に、親が夜間働いていたり、生活に精一杯で子どもが下の子の面倒をみたり、家事をせざるを得ない為、学習時間がなく学習についていけなくなるケースに対しての支援が必要と考える。

(3) その他

- 地域の小中学校での対象児童の早期発見。
- 登校支援。貧困の児童を不登校にさせない。
- 高校へ進学するだけでなく、中退予防などの高校生活への定着支援を行う。また、高校卒業後の自立支援を行うこと。貧困家庭で身に付きにくい金銭教育を行う、など。
- 小・中。高等学校関係や療育センター、児童相談所、特別支援教育総合センターと連携し子ども達が個々に合った教育を受けられる事や先の不安(就学資金等)を取り除く対策。

Q17. あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、生活支援の分野では、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は190件で、アンケート回答303件の62.7%。主な意見は次のとおり。

(1) 生活全般に関するもの

- 介護保険の生活支援のように、低所得世帯や生活保護受給世帯に対するヘルパー派遣等の利用(無償)。
- 自分の家庭以外の家庭や施設、団体などに関わりをもち、改善の仕方の相談にのる。

(2) 生活スキルに関するもの

- 基本的な家事、お金の使い方、生活習慣を身に付ける支援をすることで連鎖から解放されるのではないかな。

- 家計のやりくりの支援。公的な機関に相談出来るようにする支援。
- 家庭内の支援ができる場合は片付けの仕方、洗濯の仕方、ゴミの処理の仕方など具体的に共に支援していく。

(3) 衣食住に関するもの

- 食料品の現物支給や、家事育児支援。宅配弁当サービスの支給。子ども食堂（日にち限定、不定期ではなく、毎日、朝夕）実施。
- 食の支援。すでにあるが、家庭で余っている食品を持ち寄り、貧困家庭に配布する仕組み。学童のような所で、食事・おやつを提供する。中古衣類（美品）を回収し、配布する。
- 衣・食・住の環境をどこかで確認できるような仕組みができるといいのでは・・・家庭内は閉ざされているので関わる人を増やす。食が満たされるような支援が必要。
- 子どもには、発達に必要な食環境を整えるなどの支援。

(4) その他

- 子ども自身に自分の身の守り方（痛いときには病院に行く・困ったときには大人に相談する・身の保清の仕方）について学び習得できるような支援。（これは実際に児童相談所で行っていることですが、集団に対するアプローチも有用だと考えます。）
- どのような支援が必要なのかは各家庭（ケース）によって違うと思うが、必要な機関・部署が多岐になる場合でもあちらこちらへ行ったり書類の提出をするのではなく、1つの窓口又は少ない箇所でも共有できる相談窓口を設ける。

Q18. あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、親の就労支援の分野では、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は182件で、アンケート回答303件の60.1%。主な意見は次のとおり。

(1) 総合的支援に関するもの

- 就労分野だけを切り離しても成果は得られないと思う。生活を立て直すための支援と並行して、まずは現実的に就労が長期で継続可能な安定した状態と一緒にサポートしてくれる機関、人材が必要。
- 単なる求人紹介にとどまらず、親の就労を困難にしている背景。（精神疾患、対人関係の苦手、発達障害・知的障害など）にアプローチできる総合相談型の就労支援。

(2) 労働環境・育児との両立支援に関するもの

- 子の預かり先の確保。
- 多様な働き方に対応できるように就業先企業が柔軟な受け入れをするような取組みが必要だと思います。
- 雇用形態にかかわらず、子育てに対する休暇制度の充実。（子どもの体調不良や、学校行事等への参加）生活のために仕事を休めず、子育てに対する時間が十分取れない。安心して休める環境。

(3) 継続的サポートに関するもの

- 定期的にコンタクトを取り、情報の共有や相談、サポートを行う事。
- 一度就労出来たからと言って継続していくのも難しいことなので、定期的にフォローを行いながら長い期間関わっていく事。

(4) 連携に関するもの

- ハローワークと連携しての就労支援。

- 保護者の就労に向けた意思や希望を確認した上でハローワーク、福祉支援課自立支援担当など必要な機関を紹介する。

Q19. あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、経済的支援の分野では、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は174件で、アンケート回答303件の57.4%。主な意見は次のとおり。

(1) 手当・給付・貸付金に関するもの

- 福祉資金、生活資金等の貸付をしやすく。給付型奨学金を増やす。
- 現金給付では親が使ってしまう可能性がある。(もちろん、現金給付が良い場合もある) 現物支給か、現金化できないチケットも必要。食品・被服用の地域通貨とか。ただ、支給対象家庭と分かってしまう問題点もある。
- 児童扶養手当等の支給は、金銭管理が受給者に委ねられるため、計画的な運用ができない者に対しては、ばらまきになってしまう。家賃補助や就学援助等、使途が限られたものに対する対策が必要。

(2) 教育費に関するもの

- 教育費の家庭負担を軽減すること。
- どんな世帯も必要最低限の生活が行える給与とすることが本来。次に、高い学費により高校、大学等教育を受ける権利が損なわれ、貴重な人材を失っている。付焼刃ではない教育保障を経済面でも行う必要がある。

(3) 金銭管理に関するもの

- 生活費のやりくりができない、適切にお金を使えない家庭があり、経済的な支援を増やすより、家計支援(指導)の制度が必要。
- 親の成育歴や特性(経済的価値観等)を理解したうえでの支援を行う。短期だけでなく、中期・長期的な収支の見通しやマネープランを立てられるようサポートする。
- 小学校(高学年)からの「家庭経済」に関わる教育。経済の仕組みであったり、将来必要となる生活費等を学習する機会。

(4) 就労に関するもの

- 手当などお金を支給するよりも収入が得やすくなるような(=就労のしやすさ)の支援。
- 中卒・高卒・発達障害などの子どもたちの就労先の確保。

Q20. あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、健康支援の分野では、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は163件で、アンケート回答303件の53.8%。主な意見は次のとおり。

(1) 健康診断に関するもの

- 検診等へ必ず参加するような対策。
- 子どもは学校の健康診断または、定期的に保健師が確認し、受診の必要性を判断し、場合によっては、親の代わりにどこかの機関が通院を行ったり、通院に付き添えない親の代わりに通院を代行する等、サポートをすることで健康を維持できるとよい。
- 役所で定期的に健診があるといい。学校と関わりの切れた親や子が役所とつながれるきっかけにもなる。

(2) 医療費に関するもの

- 医療保険にかかる費用の減免。
- 病気になっても受診しない家庭が多いので、生活保護の受診券のようなシステムがあるとよい。
- 子どもの医療費の無料化が自治体毎に違っているので、全国統一化になるとよい。

(3) 保健指導に関するもの

- 必要な子どもをキャッチして食生活、衛生等の観念を育てる教育を行うことが必要。
- バランスのとれた食生活ができていない児童に対する食事指導等が必要ではないか。
- 10代の望まぬ妊娠も貧困の連鎖に深くかかわるので、性教育は重要。ただし、学校で行う性教育と言うより、より、身の守り方に重点を置いた内容のものが望ましいと考える。

(4) 精神面に関するもの

- メンタルヘルス分野の受診機会の拡大。特に児童精神科や子供向けカウンセリングの機会と、利用の経費負担の軽減。
- 母子父子家庭では孤立や家事と仕事の負担の大きさから精神的健康も損ないがちである。不登校として問題があがりやすいが、学齢期だと保健所の関わりは少なく、もっと保健師による親への関わりができないものだろうか。医療受診につなぐことで終わりではなく日常的に健康についての話し合いができるといい。

Q21. あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、地域づくりの分野では、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は154件で、アンケート回答303件の50.8%。主な意見は次のとおり。

(1) ネットワークに関するもの

- 地域での見守りネットワーク作り。
- 自主的な活動を行う地域団体等の情報共有。
- 経済的支援を行なう行政、教育支援を行なう学校、及び健康面を取り扱う保健所、児童相談所等がネットワーク化して取り組む必要がある。

(2) 居場所に関するもの

- 親に期待できなくても、地域で子どもの居場所があると良い。学習機会や食事を提供しながら、地域の大人がその子どもを心配し大切に関わっていることが子どもも感じられる場所が必要。「自分の居場所はここだな」「ここに来れば安心できるな」と子どもが感じられる場所が自力で移動できる範囲内にあるとよい。定年退職者がもっと地域活動に関わる取組ができるとよい。その豊かな社会経験は貧困家庭の子どもに良い影響があると思う。
- 各地域・小学校や中学校を拠点として、学習支援・居場所づくり。俗にいう「地域の寺子屋」事業の構築と推進。地域の町内会・自治会の防災組織を活用した野外活動プログラム。

(3) 見守りに関するもの

- 核家族が増えて、マンションが多く隣近所の付き合いも希薄な中で、地域の大人があたたかく子どもたちを見守るように交流が必要。
- 親やこども、世帯そのものが孤立しないような見守りや支援の体制構築。

(4) 地域交流の環境づくりに関するもの

- 社会から必要とされている実感の持てる役割を与え、地域の一員になれるように。
- 地域や社会への参加を促す機会作りなど。

- 費用がかからず、子どもたちだけでも参加できる機会の充実。親とは別の、モデルとなる大人たちと関われる機会の創出。

Q22. 以上の分野以外で、あなたは貧困の世代間の連鎖を断ち切るためには、どのような対策が重要だと思いますか。ご記入ください。

記入件数は88件で、アンケート回答303件の29.0%。主な意見は次のとおり。

(1) 行政に関するもの

- 広域行政である県が行うことには限界がある。市町村レベルでの主体的取り組みに移行しなければ有効性はないと思う。
- 子ども自身は自分が貧困家庭であるかどうか気づくのはかなり年齢が上がってからと思われる。所属の機関や地域での気づきが大切となり、その家庭にとって必要な支援は何かを深く考え、対処できる機関が必要に思う。

(2) 子どもへの支援に関するもの

- 中学卒業後進学していない人や高校を中退した人など、10代の若者層に対する支援が不足しているのではないかと感じる。学習支援だけでなく、自立に向けた訓練や手に職をつけられる機会が必要と感じる。
- 親への支援は連鎖を断ち切ることにはならない。子どもへの直接的な支援を拡充させ、親以外の大人が、子どもへの手本として関わるように、抜本的な対策の転換が必要。

(3) 連携に関するもの

- 妊娠期から継続して、医療、福祉、心理等が連携して切れ目ない支援をしていく。その際、連携をコーディネートし、イニシアチブをとる人物が必要。当事者は自分から支援を受けるエネルギーがない（生きる力がない）ことこそが問題。
- 県・市・民間の相談機関が個々に支援しているのではなく、顔の見える関係づくり、情報の共有の場が増えること。

(4) 支援者の数・質に関するもの

- 自治体格差も大きい支援者レベルを向上すること。ただ単に資格を持っているというだけではなく、米国、台湾のように一定時間の実習がない限り現場に出ることができないシステムが必要だと思う。また、社会福祉分野は個人レベルでスーパーバイズを受けることを徹底する必要がある。
- 専門家の知識向上。特に経験年数が浅い職員の情報量を充実させる取組み。

1 子ども部会について

(1) 設立の経緯

- 平成 26 年 7 月、6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下での生活を余儀なくされる「相対的貧困」の状況にあるという国の調査結果が示された。県は、平成 27 年 3 月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会を目指し、「教育の機会の保障」、「生活の安定」、「保護者の就労の確保」、「家庭の経済基盤の維持」の 4 つを基本方向として対策を進めることとした。
- 平成 27 年 8 月の「かながわハイスクール議会 2015」で、「子どもの貧困問題」がテーマの一つとして議論され、参加した高校生から「自ら子どもの貧困を考え、自ら子どもの貧困のために行動する」ことや、「高校生と、実際に子どもに関する活動をしている人などで構成する会議を作りたい」といった提言があった。
- こうした提言を受け、平成 28 年 5 月に、「かながわ子どもの貧困対策会議」を設置し、その下に高校生や大学生等の視点から子どもの貧困問題について検討するための「子ども部会」を併せて設置した。

(2) 所掌事項（かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会設置要綱第 2 条）

- ① 高校生や大学生等の視点から子どもの貧困問題について検討し、新たな取組みを提案し、実施すること。
- ② 子どもの貧困問題に関する県民の理解を深めること。
- ③ その他子どもの貧困問題に関し、必要な事項。

(3) 子ども部会委員

平成 28 年度は 11 人（高校生 4 人、大学生 7 人）、平成 29 年度は 6 人（大学生等）で活動を行った。

2 平成 28 年度活動内容

(1) 子ども部会開催状況

開催日時	内 容
平成 28 年 5 月 22 日 (日)	第 1 回子ども部会
平成 28 年 8 月 18 日 (木)	第 2 回子ども部会 同日に「フォーラム&ワークショップ」開催 (詳細は、以下(2)のとおり)
平成 28 年 9 月 30 日 (金)	第 3 回子ども部会
平成 29 年 3 月 21 日 (火)	第 4 回子ども部会
平成 29 年 3 月 23 日 (木)	子ども部会から知事への政策提案書の提出 (詳細は、以下(3)のとおり)

(2) フォーラム&ワークショップの開催

- 平成 28 年 8 月 18 日 (木) に神奈川県社会福祉会館で、神奈川県内の高等学校に通学する学生や県内の学校教員を対象として、フォーラム&ワークショップを開催した。
- 当日は、97 名の参加のもと、立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授 湯澤直美氏による基調講演、子ども部会委員 2 人のスピーチ、子ども部会委員が作成した学校現場での取組みに関する DVD 上映のほか、高校生と教員 31 人によるワークショップを実施し、子どもの貧困問題をより多くの県民に伝えるためのキャッチコピーの作成を行った。

作成されたキャッチコピー	作成理由
「当たり前を当たり前」	自分の“当たり前”は他人の“当たり前”ではないが、それぞれの“当たり前”の差を少なくできれば、若者が笑顔を背負って社会に出ることができると思うため。
「ふつうの家庭の 1/5 なんのことだかわかりますか？」	現代の社会では就職する際に大卒であることを求められるが、一般家庭の大学進学率が 51.8%であることに比べ、児童養護施設出身者の大学進学率は 11.1%と、約 1/5 となってしまっていることから。
「知っていますか？ 6 人に 1 人声をかけることで救われる人がいることを…」	平成 25 年国民生活基礎調査では、実に 6 人に 1 人の子どもが「相対的貧困」となっている。貧困の当事者は貧困を隠そうとするが、気づき、一言声をかけることが救いに繋がるため。
「明日が見えない！あなたがカギを差し出せば希望に変わる」	貧困の状況にある子ども達は、将来だけでなく明日すら見えない状況である。「カギ」は第三者の手や環境を指しており、そういったものを差し出すことによって子どもたちは希望を持つことができることから。
「貧しさこえる夢の教育を！」	貧困が原因で進学に影響が出てしまい、結果的に貧困の連鎖になってしまっている。連鎖を断ち切るには「教育」が解決策であると考えたため。

(3) 子ども部会から知事への政策提案書の提出

- かながわ子どもの貧困対策会議や同会議子ども部会で議論した結果を取りまとめて、平成29年3月23日に子ども部会から知事へ下記の政策提案書を提出した。

かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会政策提案書(平成29年3月23日)

項目	提案
行政に推進してほしいこと	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの貧困に対する誤った認識を変えるような対策。○ 学校教員に対して「子どもの貧困」の理解を深める研修会や講習会等の実施。○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、教員等の定期的な交流会の実施などにより、情報共有を図ることができるような仕組み作り。○ カウンセリングや学習支援のほか、放課後サービスや自由に様々な体験ができる居場所作り。○ 塾に通わなくても良い教育制度の改革や、落ち着いて勉強できる環境作り。
行政の力を借りるなどして私たち自身取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">○ 高校生や大学生向けの子どもの貧困問題に係るワークショップの定期開催。○ 子ども食堂へボランティア参加し、共に食事をするといった形で子どもの孤食の防止。○ 年齢が近い高校生や大学生が、農作業等の体験型プログラムや小中学校での相談会などの実施を通して、子どもたちの将来(目標)を導きだせるような機会の創設。

3 平成 29 年度活動内容

(1) 子ども部会開催状況

開催日時	内 容
平成 29 年 7 月 16 日 (日)	第 1 回子ども部会
平成 29 年 8 月 12 日 (土)	第 2 回子ども部会
平成 29 年 10 月 14 日 (土)	子ども部会による新たな取組みの実践
平成 29 年 11 月 23 日 (木)	第 3 回子ども部会
平成 30 年 2 月 17 日 (土)	第 4 回子ども部会

(2) 子ども部会による新たな取組みの実践

- 平成 29 年度は、平成 29 年 3 月 23 日に子ども部会から知事へ提出した政策提案のうち、「行政の力を借りるなどして私たち自身を取り組みたいこと」に取り組むこととし、その中で「子ども食堂へボランティア参加し、共に食事するといった形で子どもの孤食の防止」をテーマとして、活動することとした。
- 平成 29 年 10 月 14 日 (土) に、子ども部会委員が共同代表を務める学生団体が運営する、居場所づくり活動「湘南台 MOP HOME 寺子屋 (藤沢市東勝寺)」を訪問し、子ども食堂等の取組みを実施する上での課題等について検討した。

(3) 実践後の考察

活動を実践した結果、以下のような考察が得られた。

<子ども食堂等の必要性>

- 子どもと運営者の間に、親密な信頼関係があり、このような場所の存在により、子どもが心に何か不安を抱えているときに、不安を解消することができる。今後このような居場所を増やすことが必要である。

<情報発信の必要性>

- 活動のビジョンを地域の人に受け入れてもらい、場所や食材、おもちゃの提供などの面で、活動に協力してもらえるよう、また、子どもの保護者にも安心して預けてもらえるよう、活動のたびに、活動の様子を情報発信することが大切である。MOPでは、フェイスブック、インスタグラムなどのSNS等を活用した情報発信に努めていた。

<活動場所を広げるための課題>

- 子どもの居場所は、落ち着いた環境であることが望ましく、この点でMOPが利用している「寺」という場所は、子どもが勉強と遊びの両方を存分に行うことができ、居場所に適した場所であるといえる。このような活動に適した場所を見つけることが居場所を広げるための重要な課題である。

かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会 政策提案書

平成 29 年 3 月 23 日

神奈川県知事
黒 岩 祐 治 様

かながわ子どもの貧困対策会議
子ども部会

私たちと同世代の中には、経済的な理由によって、進学や部活動など様々な機会に直面している人が少なくありませんが、こうした状況は周囲の人たちに正しく理解されていません。

今年度、「かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会」では、同世代の視点で子どもの貧困問題について考えてきました。

この一年間の取組みを通し、「行政に推進してほしいこと」「行政の力を借りるなどして私たち自身を取り組みたいこと」などをこの「政策提案書」にまとめましたので、神奈川県における今後の子どもの貧困対策の推進に活用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

項 目	提 案
行政に推進してほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困に対する誤った認識を変えるような対策。 ○ 学校教員に対して「子どもの貧困」の理解を深める研修会や講習会等の実施。 ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、教員等の定期的な交流会の実施などにより、情報共有を図ることができるような仕組み作り。 ○ カウンセリングや学習支援のほか、放課後サービスや自由に様々な体験ができる居場所作り。 ○ 塾に通わなくても良い教育制度の改革や、落ち着いて勉強できる環境作り。
行政の力を借りるなどして私たち自身を取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生や大学生向けの子どもの貧困問題に係るワークショップの定期開催。 ○ 子ども食堂へボランティア参加し、共に食事をするといった形で子どもの孤食の防止。 ○ 年齢が近い高校生や大学生が、農作業等の体験型プログラムや小中学校での相談会などの実施を通して、子どもたちの将来（目標）を導きだせるような機会の創設。

子ども部会からの政策提案書に対する県の対応状況

(行政に推進してほしいこと)

子ども部会からの提案内容	対応状況	
	平成29年度	平成30年度以降
1 子どもの貧困に対する誤った認識を変えるような対策	<p>○県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象とした人権研修の中で、人権課題の一つとして「貧困」について取り上げ、説明した。</p> <p>○教育委員会職員、市町村立学校教員を対象とした県市町村人権教育担当者研修会において、NPO法人さいたまユースサポートネットの職員を講師として招聘し、「子どもの貧困」をテーマとした講演を実施した。(9月14日)</p> <p>○平成29年4月に改訂した教職員向け研修資料「人権教育ハンドブック」に、人権課題の一つとして「貧困」を取り上げ、特に子どもの貧困についての説明を加えた。</p>	<p>○人権研修の中で、人権課題の一つとして「貧困」について取り上げ、説明する。</p>
	<p>○県民を対象として、子どもの貧困の正しい理解をしてもらえるよう、平成29年8月24日に「すべての子どもたちが夢や希望を描けるかながわへ」をテーマとした「子ども支援フォーラム」を開催した。</p>	<p>○引き続き、フォーラム等の啓発活動を実施する。</p>
	<p>○生徒に対し、ESD(※1)やSDGs(※2)を通した子どもの貧困に係る理解の促進を図るため、ESD等を高校教育に取り入れるための研究を行っている。</p> <p>※1 持続可能な開発のための教育 ※2 持続可能な開発目標</p>	<p>○「総合的な学習の時間」の中で、ESDやSDGsを取り扱うことで、生徒に対し、ESD等を通した子どもの貧困に係る理解の促進を図る。</p>
	<p>○県市町村教育委員会の指導主事を対象とした全県指導主事会議の総則部会において、子どもの実態や現状を把握するという意味で、文部科学省の資料を活用し、子どもの貧困率と学力格差との関係等について説明した。(4月28日)</p>	<p>○県市町村教育委員会の指導主事を対象とした全県指導主事会議の総則部会において、子どもの貧困等について説明する。</p>
	<p>○国が取り組むフリーダイヤル専用相談電話「こどもの人権110番」について、人権イベントなどで周知するほか、県のホームページで子どもを中心とした人権問題に対応する相談窓口等を掲載している。</p>	<p>○引き続き、国が取り組むフリーダイヤル専用相談電話「こどもの人権110番」について、人権イベントなどで周知するほか、県のホームページで子どもを中心とした人権問題に対応する相談窓口等を掲載する。</p>

子ども部会からの提案内容	対応状況	
	平成29年度	平成30年度以降
2 学校教員に対して「子どもの貧困」の理解を深める研修会や講習会等の実施。	<p>○平成29年8月24日に開催した「子ども支援フォーラム」（子ども支援課主催）を自己研鑽研修講座に位置付けた。</p> <p>○教育相談コーディネーター・フォローアップ研修講座の課題解決を行う演習の一部で、貧困について触れた。（7月26日）</p>	<p>○こどもの貧困対策に係る県民フォーラム（子ども支援課主催）を自己研鑽研修講座及び基本研修の選択研修に位置付け、受講機会の拡大を図る。</p>
	<p>○県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象とした人権研修の中で、人権課題の一つとして「貧困」について取り上げ、説明した。</p> <p>○教育委員会職員、市町村立学校教員を対象とした県市町村人権教育担当者研修会において、NPO法人さいたまユースサポートネットの職員を講師として招聘し、「子どもの貧困」をテーマとした講演を実施した。（9月14日）</p> <p>○平成29年4月に改訂した教職員向け研修資料「人権教育ハンドブック」に、人権課題の一つとして「貧困」を取り上げ、特に子どもの貧困についての説明を加えた。</p>	<p>○人権研修の中で、人権課題の一つとして「貧困」について取り上げ、説明する。</p>
	<p>○県立高校の教職員を対象とした教育課程説明会等において、子どもの貧困に関する理解を深めるための啓発を行っている。</p>	<p>○県立高校の教職員を対象とした様々な説明会及び研修等において、子どもの貧困に関する理解を一層深めるための啓発に取り組む。</p>
3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、教員等の定期的な交流会の実施などにより、情報共有を図ることができるような仕組み作り。	<p>【小・中学校】</p> <p>○スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー等との連携を深め、資質の向上及び教育相談の充実に必要な情報の共有を図ることを目的とした協議会を4月に開催した。</p>	<p>○平成29年度と同様に、年間1回の協議会を開催し、関係者の情報交換・情報共有を進め、相互連携を推進していく。</p>
	<p>【県立高校】</p> <p>○スクールカウンセラー連絡協議会（4月25日）にスクールソーシャルワーカーが出席し、情報共有した。</p> <p>・地区コーディネーター会議（各地区年3回程度）に当該地区のスクールソーシャルワーカーが出席し、情報共有した。</p>	<p>○平成29年度と同様に、協議会等を開催し、関係者の情報交換・情報共有を進め、相互連携を推進していく。</p>
	<p>【福祉事務所】</p> <p>○子ども教育支援課主催のスクールソーシャルワーカー等活用事業連絡協議会について、生活援護課から県域福祉事務所に会議の開催と参加について周知している。</p> <p>・H29.5.24開催された第1回上記会議に、各保健福祉事務所子ども支援員や、各市福祉事務所（6箇所）のケースワーカーらが参加した。</p>	<p>○引き続き、会議への参加を通じて情報共有と相互連携を進めていく。</p>

子ども部会からの提案内容	対応状況	
	平成29年度	平成30年度以降
4 カウンセリングや学習支援のほか、放課後サービスや自由に様々な体験ができる居場所作り。	【県立高校】 ○県立高校において、図書館など学校内で生徒が安心して過ごすことができる居場所づくりの推進を行っている。	○今後も継続して実施する。
	【放課後子ども教室推進事業】 ○小学生を対象に、放課後等における子どもの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の協力のもと、学習や交流活動等を行う市町村の事業に対し、経費の一部を助成する。	○今後も継続して実施する。
	【子ども・青少年の居場所づくり推進事業】 ○関係機関との連携により、ひとり親家庭等の小・中学生等が、夜間に安心して安全に過ごすことができ、食事の提供や生活習慣の習得等の支援も可能な地域の居場所づくりのモデル的な取組みを進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等による新たな取組みを促進している。	【子ども・青少年の居場所づくり推進事業】 ○関係機関との連携により、ひとり親家庭等の小・中学生等が、夜間に安心して安全に過ごすことができ、食事の提供や生活習慣の習得等の支援も可能な地域の居場所づくりのモデル的な取組みを進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等による新たな取組みを促進する。
	【福祉事務所】 ○保健福祉事務所4箇所では生活困窮世帯を対象とした教室型学習支援を実施。また、安心して過ごせる居場所も兼ねており、年数回イベント等を実施している。 ○県内各市においても、生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習支援事業」を実施している自治体は多く、また県主催の子ども支援研修等で、県内の取組み等について情報共有する場を設けている。	○今後も継続して実施。
5 塾に通わなくても良い教育制度の改革や落ち着いて勉強できる環境づくり	【県立高校】 県立高校において、十分な授業時間数を確保し、生徒の主体的・対話的で深い学びが実現するような授業改善を進めている。	○今後も継続して実施する。
	○小・中学生を対象とした課題解決教材、ホームページ上に自主学習できるような教材を用意している。 ○小学5年生を対象とした子どもたちが自分の学習進度にあわせて、自主的に学習を進められるような学びづくり支援システムを構築する。	○小・中学生を対象とした課題解決教材、ホームページ上に自主学習できるような教材を用意する。 ○小学5年生を対象とした学びづくり支援システムの運用を行う。
	【地域未来塾推進事業】 ○学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を促進し、貧困対策の一翼を担う学習機会の提供を行う市町村の事業に対し、経費の一部を助成する。	○今後も継続して実施する。

3-1 平成28年度フォーラム&ワークショップ

1 目的

子どもの貧困対策は子どもたち自らの声を生かした取組みが重要であり、子どもの貧困に対する取組みに子どもの視点を反映させるため設置した、かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会の企画提案を踏まえて、本講演会を開催した。

2 日時

平成28年8月18日（木）14:00～17:00

3 場所

神奈川県社会福祉会館講堂

4 参加者

総数：97名

5 対象者

【参加者】

- ・ 子どもの貧困問題に関心のある高校生等
- ・ 中学校・高等学校の教員

【見学者】

- ・ 子どもの貧困問題に関心のある人

6 講演会の内容

時 間	内 容
14:00	開会の言葉（子ども部会委員） 黒岩知事よりビデオメッセージ
14:10	子ども部会委員のスピーチ 2名（高校生、大学生）
14:30	子ども部会委員作成ビデオ上映
14:40	湯澤教授基調講演
15:00	休憩時間
15:10	<p>ワークショップ</p> <p>① アイスブレイク 参加者、見学者全体で、アイスブレイク「アタック3！」を実施。</p> <p>② 深めるP a r t 5つのグループに分かれる。ファシリテーターは、子ども部会委員。登壇2名のスピーチ、湯澤教授の講演を聞きながら、各自メモをしていたポストイットを基に、グループ内でディスカッションする。登壇2名と湯澤先生は、各テーブルをめぐり、質問に対応する。</p> <p>③ 考えるP a r t キャッチコピーについて簡単なレクと例示。深めるP a r tをもとに、各自キャッチコピーを作成した後、グループ内でキャッチコピーを1つに選定。</p> <p>④ 発表各グループごとに発表し、ワークショップを終了した。発表されたキャッチコピーは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧しさを超える夢の教育を！ ・当たり前を当たり前 ・ふつうの家庭の1/5 なんのことだかわかりますか？ ・明日が見えない！あなたがカギを差し出せば希望に変わる ・知っていますか？6人に1人声をかけることで救われる人がいることを・・・
16:45	終わりのあいさつ（子ども部会委員）
16:50	アンケート記入、アンケート回収
17:00	終了

子どもの貧困フォーラム & ワークショップで作成されたキャッチコピーについて

作成されたキャッチコピーとその作成理由

A班 「当たり前を当たり前」

自分の“当たり前”は他人の“当たり前”ではないが、それぞれの“当たり前”の差を少なくできれば、若者が笑顔を背負って社会に出ることができると思うため。

B班 「ふつうの家庭の1/5 なんのことだかわかりますか？」

現代の社会では就職する際に大卒であることを求められるが、一般家庭の大学進学率が51.8%であることに比べ、児童養護施設出身者の大学進学率は11.1%と、約1/5となってしまうことから。

C班 「知っていますか？6人に1人声をかけることで救われる人がいることを…」

平成25年国民生活基礎調査では、実に6人に1人の子どもが「相対的貧困」となっている。貧困の当事者は貧困を隠そうとするが、気づき、一言声をかけることが救いに繋がるため。

D班 「明日が見えない！あなたがカギを差し出せば希望に変わる」

貧困の状況にある子ども達は、将来だけでなく明日すら見えない状況である。「カギ」は第三者の手や環境を指しており、そういったものを差し出すことによって子どもたちは希望を持つことができることから。

E班 「貧しさこえる夢の教育を！」

貧困が原因で進学に影響が出てしまい、結果的に貧困の連鎖になってしまっている。連鎖を断ち切るには「教育」が解決策であると考えたため。

高校生と教員のための「子どもの貧困」 フォーラム&ワークショップのご案内

平成28年8月18日(木) 14:00~



当日は、私がビデオでメッセージを届けます。



「子どもの貧困」問題をみんなで学び、ワークショップで啓発キャッチコピーを考えよう！
キャッチコピー求ム！！
あなたの考えたキャッチコピーが様々な場で使用されるかも！？



あなたはこの事実を知っていましたか？

- 進学したいけどお金がないので働くことにした…
- 修学旅行に行くお金がないので行けなかった…
- 食費をできるだけかけないよう我慢している…
- お金がないことを誰にも相談できなかった…

普通的生活水準の半分以下の所得水準で生活をしている人は6人に1人とされています。

かながわ子どもの貧困フォーラム&ワークショップ

日時：平成28年8月18日(木) 14時~17時

場所：神奈川県社会福祉会館講堂（横浜市神奈川区沢渡4-2）

対象：神奈川県内の高等学校に通う学生（県外の高等学校に通う学生で、県内に住所がある高校生を含む）及び県内の学校教員

※上記以外の方については、見学参加が可能です。（ワークショップへの参加は、高校生及び学校教員に限ります。）

申込：8月18日までに以下URLよりお申込みください。

主催：神奈川県（県民局次世代育成部子ども家庭課）

企画：かながわ子どもの貧困対策会議、同子ども部会

運営サポート：NPO法人JAMネットワーク

参加受付URL：http://kotobacamp.com/index.php/kodomo_hinkon.html

「子どもの貧困」フォーラム&ワークショップの開催について

当日は、知事からのビデオメッセージ、子どもの貧困問題に関するインタビュービデオの上映、子どもの貧困問題基調講演、ワークショップ（啓発キャッチコピーの作成）を行う予定です。

是非この機会に「子どもの貧困」問題について考えてみませんか。

子どもの貧困問題に関するインタビュービデオの上映

神奈川県で設置するかながわ子どもの貧困対策会議内の子ども部会メンバー（高校生・大学生）が、「子どもの貧困問題」をテーマに撮影したインタビュービデオを上映します。

子どもの貧困問題基調講演

講師：湯澤 直美氏（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授）

■湯澤さんからのメッセージ

「社会のなかには、なぜ貧困や差別があるのだろうか、どうしたら変えていけるのだろうか、という問題意識から研究しています。私の幸せが私たちの幸せであるような社会を創っていきたいと思っています。

みなさまにお会いできることを、楽しみにしています。」

ワークショップ（啓発キャッチコピーの作成）

啓発映像や基調講演で「子どもの貧困問題」を学習した皆さんにより、より多くの県民に周知できるように、啓発キャッチコピーを作成していただきます

場所案内：神奈川県社会福祉会館 講堂

横浜市神奈川区沢渡 4-2、J R 横浜駅西口より徒歩約 10 分
TEL：045-311-1421



3-2 平成29年度子ども支援フォーラム

1 実施概要

相対的貧困について理解を深め、県民全体で子どもの貧困に取り組む機運の醸成を図るため、藤沢市と共催で、子ども支援フォーラムを開催した。

- (1) 日 時 平成29年8月24日(木) 13時00分から16時00分まで
- (2) 場 所 藤沢市民会館小ホール(藤沢市鶴沼東8-1)
- (3) 来場者 235人

(来場者の職種)	(人)	(行政・部署別)	(人)
行政	60	子ども・子育て担当部署	20
民生委員児童委員	42	福祉担当部署	17
NPO	19	児童相談所	8
議員(藤沢市・寒川町)	14	保健福祉事務所	6
青少年指導員	13	その他	9
学校関係者	11		60
その他	76		
	235		

2 講演・事例発表のテーマ

	テーマ	発表者
基調講演	すべての子どもたちが希望をもてる社会へ	湯澤 直美 氏 (立教大学コミュニティ福祉学部 教授)
事例発表①	地域における子どものみらいを応援する取組—藤沢市の取組—	村井 みどり 氏 (藤沢市子ども青少年部 部長)
事例発表②	神奈川県立田奈高等学校キャリア支援センターの取り組みから	金澤 信之 氏 (県立田奈高等学校 教諭)
事例発表③	秦野市社会福祉協議会の取組み—はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』—	小泉 和代 氏 (秦野市社会福祉協議会生活支援班 班長)
事例発表④	子どもセンターてんぼに来る子ども達	高橋 温 氏 (NPO法人子どもセンターてんぼ 理事)

このほか、オープニングイベントとして、藤沢市立村岡中学校吹奏楽部による演奏や「地域の子どもの支援を点から面へ広げるために必要なこと」をテーマとした、湯澤氏と事例発表者によるパネルディスカッションを実施した。

3 アンケート結果

フォーラム参加者 235 人
アンケート提出者 153 人 (回収率 65.1%)

質問1 本日のフォーラムをどのようにお知りになりましたか。

- ① 関係者・知人からの情報…71 人
- ② チラシ…35 人
- ③ その他 (※) …30 人
- ④ ホームページ/県のたより…各 6 人
- ⑤ メール/市の広報…各 6 人
- ⑥ SNS…2 人

※ 民生委員定例会等、かながわ子どもの貧困対策会議、職場への県からの案内、
神奈川新聞記事、保護司会

質問2 本日のフォーラムを通じて、子どもの貧困と「相対的貧困」との関係について

- ① 理解できた 61 人
- ② 概ね理解できた 60 人
- ③ あまり理解できなかった 4 人 (無回答 28 人)

質問3 オープニングイベントについて

- ① 良かった 126 人
- ② 普通だった 13 人
- ③ あまり良くなかった 2 人 (無回答 12 人)

質問4 基調講演について

- ① 良かった 102 人
- ② 普通だった 46 人
- ③ あまり良くなかった 2 人 (無回答 3 人)

質問5 事例発表・パネルディスカッションについて

- ① 良かった 124 人
- ② 普通だった 19 人
- ③ あまり良くなかった 0 人 (無回答 10 人)

8.24

子ども支援 フォーラム

参加者募集中

参加費無料

最低限の生活はできていても、経済的な理由から将来へのステップを踏み出せない子どもたちがいます。ともすれば社会の中で身をひそめ、口をつぐんでしまう子どもたち。そうした子どもたちにどう接し、どんな取組みをすべきなのか。フォーラムを通じ、すべての子どもたちが希望を持てる社会を実現するため、今、何が必要なのかを考えます。



すべての子どもたちが 夢や希望を描けるかながわへ

平成29年 8月24日(木) 13:00~16:00 (開場 12:30)

藤沢市民会館小ホール

定員 400名 (事前申込み制)

■オープニングイベント

藤沢市立村岡中学校吹奏楽部演奏

■基調講演

湯澤 直美氏 (立教大学コミュニティ福祉学部 教授)

■事例発表

藤沢市子ども青少年部 県立田奈高等学校

秦野市社会福祉協議会 NPO 法人子どもセンターてんぼ

■パネルディスカッション

ファシリテーター●立教大学 教授 湯澤 直美氏

8.24

子ども支援 フォーラム

フォーラムの主な内容

オープニングイベント	吹奏楽演奏	藤沢市立村岡中学校 吹奏楽部
基調講演	「すべての子どもたちが 自分の将来に希望を持てる社会へ(仮)」	湯澤 直美 氏 立教大学コミュニティ福祉学部教授
事例発表	■ 藤沢市の取組み	村井 みどり 氏 藤沢市 子ども青少年部長
	■ 県立田奈高等学校の取組み	金澤 信之 氏 県立田奈高等学校 教諭
	■ 秦野市社会福祉協議会の取組み	小泉 和代 氏 秦野市社会福祉協議会 生活支援班 班長
	■ NPO 法人子どもセンターてんぼの取組み	高橋 温 氏 NPO 法人子どもセンターてんぼ 理事
パネル ディスカッション	「地域の活動を、 点から面へ広げるために必要なこと」	ファシリテーター 湯澤 直美 氏 立教大学 教授 パネリスト 事例発表者

対象 教員、保育関係者、子ども・青少年の支援者、自治体関係者、NPO・企業、関心のある県民の方など

定員 400名（事前申込み制、参加費無料）

締切り 平成29年8月15日（火）17:00まで
※締切りを超えた場合でも、定員に満たない場合は随時受付いたします。

会場 藤沢市民会館小ホール
藤沢市鶴沼東8-1

JR 東海道本線藤沢駅南口、
小田急藤沢駅、
江ノ電藤沢駅より徒歩10分

※市民会館には駐車場はございません。
公共交通機関か、
奥田公園駐車場（有料）を
ご利用ください。



申し込み方法 インターネットまたは、お電話か FAX で。
お名前・電話番号・メールアドレス・お住まいの市町村をお知らせください。
※定員を超えた場合は抽選となります。
参加可能な場合は特に連絡をいたしませんので、直接会場へお越しください。
また、定員に満たない場合は締切り後も申込み可能ですのでお問合せください。

神奈川 子ども支援課 検索



参加申し込み書 ※FAX で送信される場合、ご記入の上このまま送信してください。

お名前	フリガナ		
団体・法人名			
電話	メールアドレス	@	
お住まいの市町村	市町村		区

申込み・問合せ先 神奈川県県民局次世代育成部子ども支援課 TEL 045-285-0728（直通）FAX 045-210-8868

資料4 委員名簿

	氏名	団体名等	職名	備考
1	赤間 源太郎	社会福祉法人 相模福祉村	理事長	
2	安藤 憲和	神奈川県民生委員児童委員協議会	理事	※29年度委員
3	飯田 弘	神奈川県民生委員児童委員協議会	副会長	※28年度委員
4	金澤 信之	神奈川県立田奈高等学校	教諭	
5	河本 真由美	秦野市社会福祉協議会 生活支援班	班長	※28年度委員
6	小泉 和代	秦野市社会福祉協議会 生活支援班	班長	※29年度委員
7	近藤 康則	神奈川労働局 職業安定課	課長	
8	高取 しづか	NPO法人 JAMネットワーク	代表	
9	高橋 温	NPO法人 子どもセンターてんぼ	理事	
10	戸田 有紀	NHK報道局 ネットワーク報道部	記者	
11	富江 里栄	公募委員	—	
12	仲野 美幸	葉山町 福祉部	部長	
13	平岩 多恵子	藤沢市 子ども青少年部	部長	※28年度委員
14	村井 みどり	藤沢市 子ども青少年部	部長	※29年度委員
15	矢部 雅文	児童養護施設 成光学園	園長	副座長
16	湯澤 直美	立教大学 コミュニティ福祉学部	教授	座長
17	—	高校生代表 (子ども部会)	高校生	※28年度まで
18	—	大学生等代表 (子ども部会)	大学生	※28年度まで

平成30年3月22日現在

資料5 審議の経過

(平成28年度)

	会議内容等
第1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 日時：平成28年5月22日（日）14時から16時まで 2 場所：神奈川県社会福祉会館4階第3研修室 （横浜市神奈川区沢渡4-2） 3 出席委員：赤間委員、飯田委員、金澤委員、河本委員 近藤委員、高取委員、高橋委員、戸田委員 富江委員、仲野委員、平岩委員、矢部委員、 湯澤委員、高校生代表、大学生代表 4 議題：(1)高校生からの提案について (2)ポータルサイト名称について
第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1 日時：平成28年9月30日（木）19時から20時まで 2 場所：神奈川県社会福祉会館4階第3研修室 （横浜市神奈川区沢渡4-2） 3 出席委員：赤間委員、金澤委員、河本委員、近藤委員 高取委員、高橋委員、富江委員、仲野委員 平岩委員、湯澤委員、高校生代表、大学生代表 4 議題：本会議の今後の進め方等について協議を行った。
第3回	<ol style="list-style-type: none"> 1 日時：平成29年3月21日（火）19時15分から20時 30分まで 2 場所：横浜市技能文化会館8階802大研修室 （横浜市中区万代町2丁目4番地7） 3 出席委員：飯田委員、金澤委員、河本委員、近藤委員、 高取委員、高橋委員、富江委員、仲野委員、 平岩委員、矢部委員、湯澤委員 高校生代表、大学生代表 4 議題：(1)子ども部会からの提案書（案）について (2)来年度活動内容の検討について

(平成 29 年度)

	会議内容等
第 1 回	<ol style="list-style-type: none">1 日時：平成 29 年 5 月 27 日（土）13 時 30 分から 15 時 00 分まで2 場所：神奈川県社会福祉会館 2 階第 1 会議室 (横浜市神奈川区沢渡 4-2)3 出席委員：金澤委員、小泉委員、近藤委員、高橋委員、 戸田委員、富江委員、仲野委員、村井委員、 矢部委員、湯澤委員4 議題：(1) 県民向けフォーラムの内容等について (2) 支援者アンケートについて (3) 県への新たな取組みの提案について
第 2 回	<ol style="list-style-type: none">1 日時：平成 29 年 11 月 23 日（木）11 時から 12 時 30 分 まで2 場所：神奈川県社会福祉会館 2 階第 1 会議室 (横浜市神奈川区沢渡 4-2)3 出席委員：安藤委員、金澤委員、小泉委員、近藤委員、 高取委員、高橋委員、仲野委員、村井委員、 湯澤委員4 議題：県への新たな取組みに係る提案について
第 3 回	<ol style="list-style-type: none">1 日時：平成 30 年 2 月 17 日（土）15 時 00 分から 16 時 30 分まで2 場所：神奈川県社会福祉会館 2 階第 2 会議室 (横浜市神奈川区沢渡 4-2)3 出席委員：安藤委員、金澤委員、小泉委員、仲野委員、 村井委員、矢部委員、湯澤委員4 議題：子どもの貧困対策への新たな取組みの提案につ いて